

本願寺蓮如裏書の方便法身尊像(一)

吉田一彦

春古真哉

小島惠昭

はじめに

蓮如は存如の長男で、実名は兼寿、応永二十二年(一四一五)に生まれ、明応八年(一四九九)三月二十五日に八十五歳で死去している。¹⁾蓮如は、存如の跡を継いで、本願寺を相続し、以後本願寺住持として本願寺流(大谷門流)の勢力拡大に邁進していった。本願寺は、存如の時代まではさほど栄えておらず、寺はさびさびとした有り様であったという。それが蓮如の時代、寺は一躍発展し、本願寺流はかなりの規模の団体を形成することに成功した。

蓮如は本願寺住持となると、南近江を中心に、新設の道場を造立する活動を盛んに行なっていった。本願寺末の道場の新設は、蓮如が企図した新路線の一つの核をなすものといつてよく、それら道場の経営者の中からは、蓮如の形成した団体を支える中核的人物となるものも何人か出現した。存如期までの本願寺がどの程度の数の末道場を有していたのかは未だ解明されておらず、不明の部分が多いが、蓮如による多数の道場の新設は、本願寺にとって、それまでにない新しい活動

であったと見るができると思う。

また蓮如は、天台宗・真言宗など他宗の末流に属していた寺院等を転宗させて本願寺流に組み込む活動も行なった。今日、かなりの数の真宗寺院が、かつて天台宗であったとか、真言宗であったとかの由緒を伝えている。そうした寺伝は、しかし、後世の付会である場合が多く、事実として、他宗から本願寺流真宗に転宗したことが確認できる場合はそう多くはない。²⁾しかし、数は多くはなかるうが、他宗から本願寺流に参入したものがいくつあることは確実で、これも本願寺流の拡張に一定の寄与をなしている。

だがそれらと並んで、いやそれら以上に注目されるのが、同じ親鸞門流でも他の門流に属していた寺院・道場を、本願寺流の傘下に組み込む活動である。今日、初期真宗、原始真宗などと呼ばれるこれらの民、あるいは職人、商人、運輸・交通業者などの非農業民を多く信者に持っていた。彼らは、関東を離れてしばしば他地域に移動して活動し、また強い聖徳太子信仰を持っているのも大きな特色である。そうした門流としては、³⁾性信に始まる横曾根門流、順信に始まる鹿島門流、真仏もしくは願智に始まる高田門流、善性に始まる磯部(辺)門流、中太郎真仏の流れを汲む源海に始まる荒木門流、同じく中太郎真仏の流れを汲む専海に始まる三河門流、などがある。横曾根門流の支流としては近江の瓜生津門流・木辺門流、吉野の秋野川門流などがあり、荒木門流からは明光門流や渋谷門流(仏光寺門流)が、三河門流

からは越前のいくつかの門流(後世の三門徒派など)が派生した。これらの門流は親鸞門流として一つにまとまって活動する道は採らず、それぞれ独自の展開を各地で繰り広げていた。

蓮如は、そうした門流の核となる寺院に働きかけ、またそうした門流の末流に連なる寺院・道場にも個別に働きかけて、それらを集団で、もしくは単独で、本願寺の傘下に組み込み、本願寺を中心とする団体を構成するという活動を行なっていた。この路線は、すでに存如期にいくつかの萌芽が見られ、それを軽視することはできないが、本格的に展開されるのはやはり蓮如の時代からとしないでならない。こうした初期真宗の諸門流・寺院のほとんどは、基本的に蓮如期まで本願寺と本末関係があったわけではない。それが蓮如期から順如期・実如期にかけて、大部分が本願寺の傘下に入り、あらたな団体を形成していくのである。

こうして蓮如は、それまでの本願寺には見られなかった拡張主義の新路線を採って、本願寺流の新しい展開を画策していった。しかし、それはそう簡単な道程ではなかった。本願寺は比叡山の末寺であり、天台宗に属する寺院であった。蓮如が開始した新路線は、比叡山から見れば、天台宗から独立して新教団を旗揚げする活動と断じるよりなかつた。こうして、寛正六年(一四六五)、比叡山の衆徒が本願寺を襲い、これを徹底的に破壊し、部材まで持ち去ってあとかたすらなくしてしまうという事件がおこった。いわゆる「寛正の法難」である。以後蓮如は、しばらくの間、活動の停止を余儀なくされたが、この弾圧

を契機に天台宗とは訣別する道を取り、本願寺を中心とする新教団を設立する方途を模索していった。新教団設立という蓮如の路線は、その後、本願寺住持を継承した長男の順如に受け継がれ、順如の死後は、蓮如が本願寺住持に復職して自らこれを推進し、次いで五男の実如が本願寺住持となつて継承していった。そして実如期には、本願寺は、他を凌駕する規模の大教団を成立させるに至るのである。

本願寺のそうした活動を知る上で絶好の史料となるのが、法宝物の裏書である。本願寺は、配下の寺院・道場に名号、阿弥陀絵像、親鸞影像、親鸞絵伝などの掛け軸を法宝物として下付していったが、それらの裏側にはしばしば裏書が記された。裏書は、本願寺から各寺院・道場およびその願主に充てられた文書として機能しており、確実な同時代史料の乏しい本願寺流真宗の歴史を明らかにするのに、欠くことのできない史料となっている。ただ本願寺がいつから法宝物の裏書を始めたのかは未詳の部分が多く、今後の検討課題となっている。記録では、存覚が法宝物に裏書をしたと伝え、存覚裏書と推定されている遺品もあるが、下付物ではないようである。現存事例としては、緯如裏書の方便法身尊像、存如裏書の方便法身尊像、親鸞絵伝、巧如影像がこれまでに紹介されており、その真偽の判断はなお検討の要があるが、蓮如期以前から裏書を付した法宝物の下付が行なわれていたとしてよいようである。少なくとも存如期には、すでに裏書を記した法宝物の下付が開始されていたことは確実である。しかしその点数は決して多くはなく、盛んに行なわれていたとは言えない。裏書を記した

法宝物の下付が盛んに行なわれるようになるのは蓮如の時代からである。

蓮如は本願寺住持に就任すると、まず南近江を中心に精力的な布教を行ない、新設した道場や転宗・転派させた寺院・道場に方便法身尊号を盛んに下付していった。方便法身尊号は、華麗な蓮台の上に「命盡十方无尊光如来」（十字名号）という文字を独特の書体（籠文字またウツホ字と呼ばれた）で描き、周囲に四十八条の光明を配したもので、上下に讚を付した。方便法身尊号は「名号本尊」とも称される¹¹。

これの裏側には、必ず裏書が記された。方便法身尊号の下付は、いわゆる「寛正の法難」まで順調に継続していった。比叡山が本願寺を弾圧した理由はさまざまに論じられているが、直接の理由の一つに方便法身尊号を礼拝したことがあったようで、本願寺教団は、比叡山からの弾圧後は、本尊として方便法身尊号を下付するのを停止するところとなった。蓮如裏書の方便法身尊号は、それ故、「寛正の法難」以前のものが確実な事例として確認できる¹²。

蓮如はまた、方便法身尊号の下付と並行して、方便法身尊像も、本尊としていくつか下付していた。方便法身尊像（もしくは「方便法身尊形」）は、一基の蓮台（踏み割り蓮台ではなく、雲は描かない）の上に、来迎印（撰取不捨印）を結び、両足をそろえて正面向きに立つ阿弥陀如来像を描き、その周囲に四十八条の光明を配したものである。方便法身尊像は「絵像本尊」とも称される。これの裏側にも、必ず裏書が記されている。

筆者たちは、近年、真宗寺院所蔵史料の調査・研究を共同で行ってきたが、その中で少なくとも数の蓮如裏書の方便法身尊像を見ることができた。それらの中には、これまであまり知られていなかったものや、全くの新出のものもいくつか含まれている。一方、これまで紹介されていたものでも、再調査してみたところ、蓮如裏書とはみなせないもの、そもそも存在しないもの、所蔵者が誤っているもの、裏書文言の釈文に誤りがあるもの、などがいくつもあり、それらを訂正して確実な情報を提示する必要があることを痛感している。小論では、実見調査の成果に立脚して、できる限り正確な報告を目指したいと考えている。

一 時期区分

蓮如は、父存如の跡を継いで本願寺第七世住持となったが¹³、その後の活動をつぶさに検討してみると、何回かの地位の変動が認められる。小論のテーマである方便法身尊像をめぐるも、そうした地位の変動に依りて下付の状況が変化している。そこで、ここでは、本願寺住持就任以後の蓮如の個人史をいくつかの時期に区分して理解しておくこととしたい。

先にも少し触れたように、蓮如は本願寺住持を相続した後、順調に本願寺流の勢力拡張を実現していったが、寛正六年（一四六五）、深刻な打撃を受ける事件がおこった。比叡山による本願寺破却である。蓮

如自身は、何とか難を逃れて脱出・逃亡したが、それ以後は近江を転々として身をひそめ、表立っての活動はとでもできない状況に追い込まれてしまった。そうした中、文明二年(一四七〇)の末、蓮如は長男の順如を本願寺住持に立てて、自らは隠居するという方策をとって活路を求めるとした。こうして順如が新しい本願寺住持となったのである。順如は従来¹⁵の真宗史研究では大きくとり上げられることがなく、彼が本願寺住持に就任したという事実も、否定ないし無視・軽視されることが多かった。しかし、順如が本願寺住持に就任したことはまぎれもない事実なのであって、彼の存在を的確に位置づけなくては、蓮如の個人史も、この時期の本願寺の動向も正しく理解することができなくなるであろう。筆者たちはこれまで、順如裏書の方便法身尊像に着目して、これを十三点紹介し、あわせて住持としての彼の活動についてもいくつかの論点を提示してきた¹⁶。これまでの調査によるなら、順如の本願寺住持就任は、文明二年(一四七〇)十一月八日以降、同年十二月二十七日以前のことと考えられる。蓮如は前住持(前任)となり、翌文明三年になると、都から遠く離れた越前吉崎の地に移っていった。これ以後、本願寺は順如を前面に立てることによって復興を目指していったのである。

順如は本願寺住持となると、本願寺傘下の寺院・道場に、裏書を記した方便法身尊像を本尊として下付していった。順如の住持就任以降は、本尊の裏書には順如の署名・花押が記された。しかるに従来の研究を見ると、この時期の方便法身尊像で、蓮如裏書であるとされるも

のがいくつか報告されてきた。しかしながら、それらをあらためて実見調査してみると、実際は順如裏書であったり、下付年月日の報告に誤りがあったり、蓮如裏書の真物とはみなせないものであったりして、蓮如裏書の確実な事例としてよいものには出会えなかった。今日に至っている(詳細は第三節で述べる)。本願寺では、順如の本願寺住持就任以降、順如死去までの期間は、本尊の裏書は順如の名で発給されたのである。

順如はまた、幕府や朝廷に働きかけ、それらの協力を得つつ、山科の地に本願寺を造立することにこぎつけた。本願寺再建は、蓮如・順如父子の悲願であったことと思う。しかし、山科の本願寺がほぼ完成に近づいた文明十五年(一四八三)五月二十九日、順如は死去してしまった。四十二歳であった。

順如の死後は、蓮如が再び本願寺住持に復職した。前住持の住持への復帰であり、蓮如にとつては二度目の住持ということになる。復職した蓮如は、以前にも増して積極的な活動を展開し、本願寺傘下となった寺院・道場に対して、方便法身尊像を本尊として下付していった(方便法身尊号の下付はもはや放棄されていた)。そうした住持としての活動は、延徳元年(一四八九)八月二十八日に、本願寺住持を五男の実如に相続¹⁶させるまで続けられた。

そこで小論では、継職後の蓮如の活動を次の五期に区分して理解していくこととしたい。第Ⅰ期は、継職以降、本願寺が破却されてしまいう寛正六年正月の所謂「寛正の法難」までの期間。第Ⅱ期は、それ以

降、順如が本願寺住持となる文明二年末頃までの期間。第Ⅲ期は、それ以降、順如が死去する文明十五年五月二十九日までの期間。第Ⅳ期は、それ以降、実如が本願寺住持となる延徳元年八月二十八日までの期間。第Ⅴ期は、それ以降、蓮如が死去する明応八年（一四九九）三月二十五日までの期間である。蓮如は、第Ⅰ期と第Ⅳ期は本願寺住持として、第Ⅲ期と第Ⅴ期は本願寺前住持として活躍した。

二 第Ⅰ期・第Ⅱ期の蓮如裏書方便法身尊像

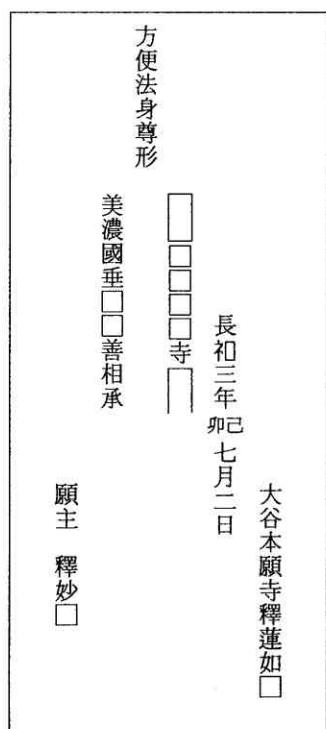
ここではまず、第Ⅰ期・第Ⅱ期に下付された方便法身尊像で、蓮如裏書であることが確実な、次の五点を紹介・検討していくこととした。

(1) 岐阜県不破郡垂井町専精寺蔵方便法身尊像

一九九六年一月三〇日調査・写真撮影

垂井町垂井の本願寺派専精寺には、写真Cに掲げた方便法身尊像裏書が所蔵されている。これは現在、裏書のみが単独で表装されている。また同寺には、裏書が取り外されている方便法身尊像が二幅所蔵されている。ここではこの二つを方便法身尊像a、同bと呼ぶこととした。aが写真Bであり、bの写真は『真宗重宝聚英』第三巻に掲げられている。

この裏書と方便法身尊像aについては、最初に小島が紹介し、吉田・脊古も裏書文言を紹介したことがある¹⁹⁾。また『蓮如上人と濃飛の門徒』に、aのモノクローム写真と裏書積文が掲載されている²⁰⁾。ところが、後者が提示した裏書積文は、筆者たちの読みとは若干異なるところがあった。詳しくは後述するが、充所の末尾の文字を「承」とし、願主の名の一字目を「妙」と読む二点が、主要な差違であった。この指摘を受けて、筆者たちもあらためて裏書を再検討したところ、『蓮如上人と濃飛の門徒』（岡村喜史積読）の指摘に従うべきであると結論に至った。またその後気づいたところもいくつかある。そこでここでは、旧稿の積読を訂正させていただき、筆者たちなりの裏書（四六・〇×二二・二センチメートル）の積文をあらためて掲げておきたい。



この裏書は、現状では、料紙の剝落がいくつもあり、判読できなくなっている部分がある。上段に記される法宝物の名称(主題)は、「方便法身尊形」となっており、そのうち「尊」は上部を「廿」のように作る書体となっている。下段の第一行目には、「大谷本願寺釋蓮如□」とある。署名の下の判読できなくなっている部分には、蓮如の花押が記されていたのであろう。第一期の蓮如は、署判に「大谷本願寺釋蓮如(花押)」を用いているが、これは方便法身尊像に限らず、第一期の蓮如裏書の署判すべてに見られるものである。

第二行目の年月日は、途中に料紙の剝落が一部あるが、最初の文字が「長」であることは判読できる。次の文字は、偏の部分が残っており、これはしめす偏である。その次の文字は、一画目が少し剝落しているが、「三」と見てよく、「年」も問題ない。次に干支が左右並列して「己卯」と記されており、その次が「七月二日」であることもはっきりと判読できる。干支の「卯」には「卯」という異体字が用いられている。ここは、「長禄三年己卯七月二日」と記されていると判断して問題なかろう。この日付は、現在知られる蓮如裏書の確実な事例として最初のものとなるから、大変貴重である。これは、蓮如裏書の方便法身尊像の初見事例というばかりでなく、その他の法宝物を含めても、現在のところ、蓮如裏書の初見史料となるものである²¹。この裏書は、蓮如が本願寺住持に就任した時点や、裏書を記した法宝物を下付し始めた時期を考察するにも、重要な史料となるものであろう。

主題の下方には充所が二行にわたって記されていると考えられるが、

料紙の剝落があつて判読できない部分はいくつかある。現状では、右の行は剝落がはなはだしく、若干の墨痕が残存するにすぎないが、行の中ほどに「寺」とあることは読み取れる。蓮如裏書は、順如裏書とは異なり、手次関係を記載する際、最初に上寺(道場)の所在地、次いで名称を「〇〇門徒」という表現で記し、その後末端の所在地を記すという記載様式となっている。この裏書もそうした記載様式で記されていると見てよいから、「寺」に続く部分におそらく「門徒」の文言があつたと推測することができる。「寺」より上部の剝落は、およそ六く七文字分の長さであるが、ここには上寺の所在地と名称が記されていたと想定できる。そのうち、「寺」のすぐ上の文字は、最下部の墨痕がわずかに見て取れるが、それは「願」の下部のようにも見える。左の行は「美濃國」で始まっており、「國」の次は少し読みにくくなっているが、「垂」と読んでよからう。その次の部分は剝落によって判読しがたくなっているが、字数はおそらく二文字分と思われる。剝落部分のすぐ下に、しんにゅうの一部と見るべき墨痕が残存しているから、剝落部分の末尾の文字は、しんにゅうを部首に持つ文字と見ることができるとして、その次に「善相承」の三文字が判読できる。それより下は、料紙が残っているが、墨痕はなく、充所の記載はここで完了しているとしなくてはならない。ところで、旧稿では後述の箱書に引きずられて、この三文字を「善相庵」と釈読し、これを異筆ではなからうかと判断した。しかし、あらためて写真等を子細に再検討したところ、三文字目は「蓮如上人と濃飛の門徒」に従って、「承」と釈読すべ

きと判断するに至った。

とすると、参考になるのが、京都市下京区興正寺現蔵の方便法身尊号²³である。これには裏書があり、裏書文言は、「方便法身尊號／大谷本願寺釋蓮如（花押）／長祿四年^{庚辰}九月四日／江州志賀郡堅田法住門徒／道圓相承同郡真野／願主 釋法覺」となっているが、ここにやはり「相承」という表現が見えるのである。この「相承」の筆跡は、専精寺蔵のもの「相承」と同一と見てよく、同一人の手によるものとして問題ない。さて、ここに「道圓相承」と見える道円は、堅田の法住の弟子の研屋の道円のことである。また法覚は、『本福寺跡書』の「本福寺毎年十二月念仏御頭之事」に「アフラヤ」（油屋）の「法覚」と「セトノタフチャウ」の「法覚」の二人が見えるが、『真宗重宝聚英』²⁴が指摘するように、これは後者が該当すると思われる。一方、『本福寺門徒記』には、真野の「真野今宿南道場」について「カタ、道円相承也」と註記しており、この道場を道円が「相承」しているとしている。同書はまた、外戸²⁵の道場は、鍛冶屋太郎四郎兵衛なる人物（法覚と同一人物と思われる）が真野今宿（南）道場から分かれて造立した道場だと記している²⁶。これらの関係を総合的に把握するのは容易ではなく、「相承」という概念も難解であるが、真野の道場（真野今宿²⁷〈南〉道場）は、道円が管理するものであったと理解できるように思う²⁸。一方、この尊号の願主名は道円ではなく法覚となっているが、道円と法覚との関係は、一般的な本末関係とは少し異なると見る方がよからう。おそらくこの尊号は、道円が管理する道場に集う、複数の

法住の門徒の中の一人である法覚（のち独立して外戸に別の道場を造立）を願主として下付されたものと理解しようと思う。あるいは、道円と法覚には、何らかの血縁関係が想定できるのかもしれない。

専精寺蔵のこの裏書の「相承」も、右の「相承」と同一の表現と理解すべきであるから、まず気づくのは、「善相承」のうち、「善」と「相承」とは区切って理解すべきであるということである。そして、「道圓相承」の用例を参照するなら、この「善」も何らかの人名の末尾の一字である可能性が高いと見ることになる。「善」の上にはしんにゆうが残っているから、おそらくそれは、「□善」ないし「垂□□善」なる人物で、善の上の□はしんにゆうを部首に持つ文字としてよい。では「垂□□」の□はいかがであるうか。この部分に墨痕は全く残っていないが、専精寺は垂井町垂井に所在し、またこの行は「美濃國垂□□」と続いているから、これを「井」と推測することも可能かと思う。これが許されるなら、ここは、美濃國垂井□善相承のように記されていたのではないかと思われる。

そこで、(3)徳法寺蔵の方便法身尊像裏書を参照したい。詳しくは後述するが、徳法寺は専精寺と深いつながりを持つ寺院である。この裏書の充所は、意図的な擦り消しによって一部読めなくなっているが、手次関係が記されている充所一行目には、「濃州不破郡垂井□□□」²⁹と見える。「垂井」の次の□はしんにゆうが残っていて、おそらくは「道」ではないかと思われる。その次の□は上部を「羊」のように作る文字と思われる。これを参照するなら、両者には同じく、「垂井道

善」なる人物が記されていたのではないかと推測される。「道」の文字は、あるいは、しんにゆうを部首に持つ別の文字である可能性もなおあるが、今はこのように推測しておきたい。

最終行の願主名の記載は「願主 釋妙□」と判読できるが、最後の一字は磨滅のため読むことができない。旧稿では、ここの「妙」を「教」と読んだが、これも『蓮如上人と濃飛の門徒』の指摘に従い、「妙」と訂正させていただく。なお「願主」と「釋」との間には、一字分程度の空白がみられるが、これは文明十六年頃までの蓮如裏書の特色の一つとなっている。

筆者たちが専精寺を訪れた時には、方便法身尊像bと別幅の裏書とが、「長祿三年七月二日／美濃國樽井村善相庵／釋教智」との記載のある木箱にあわせて収納されていた。おそらく、この木箱が製作された時には、すでに料紙の剝落と磨滅が進行して読みにくくなっており、このような読み誤った記載となったのであろう。この箱書は、裏書の劣化が進行した後に記された、後年のものとしなくてはならない。

さて、専精寺には、十五世紀後半頃の本願寺下付物と見られる方便法身尊像が二点所蔵されており、現状では、どちらにも裏書が貼付されていない。また初期真宗系と見てよい阿弥陀如来絵像も所蔵されている。この阿弥陀如来絵像(像様・法量などは後述する)を写真Aに掲げ、写真Bに方便法身尊像aを掲げている。

方便法身尊像a(九〇・八×三五・四センチメートル)は、総高(蓮台下端から光輪上端まで)六五・〇センチメートル、仏身四八・

四センチメートルの阿弥陀如来像を描くものである。光明は四十八条であるが、後年の修補が加えられており、現状では、上方はV字型、下方はΛ字型に照射される形式となっているようにも見える。しかし、光輪の内側に残る光明には、真上に垂直に照射される一条がはっきりと認められる。この絵像は、もともとは上方・下方の光明が真上・真下に突き抜ける形式であったと見ることができる。なお、仏身の截金はほとんどが剝落してしまっているが、衣の袈裟田相部の截金に卍繋ぎ文が見られ、これは当初のものと見なしてよい。

これに対し、方便法身尊像b(九二・一×三六・八センチメートル)は、総高六二・四センチメートル、仏身四六・五センチメートルの阿弥陀如来像を描くものである。光明は四十八条で、その上方はV字型、下方はΛ字型で、光明が頭部の一点から照射される形式となっている。やはり衣の袈裟田相部の截金に卍繋ぎ文が見られ、これは当初のものと見なしてよい。この絵像について『真宗重宝聚英』は、「実如上人時代に授与した通規の方便法身尊像」と解説しているが、筆者たちも、これを十五世紀末の延徳・明応期の方便法身尊像と考える。ただし、裏書が失われているので、下付者が誰であったのかは不明とせざるをえない。

すでに別稿でも述べたが、蓮如継職以後の方便法身尊像の光明を年代順に見ていくと、第一期・第二期・第三期のものは、真上・真下に光明が突き抜ける形式となっている。これが変化するのが第四期のはじめ頃で、上方はV字型、下方はΛ字型に、光明が照射する形式へと

変化していく。それゆえ、長祿三年のこの裏書に対応する方便法身尊像は、方便法身尊像bではなく、写真Bに掲げた方便法身尊像aとすべきであろう。(2)以下でも重ねて述べるが、第Ⅰ期・第Ⅱ期の蓮如裏書方便法身尊像は、第Ⅳ期以降のものにとくらべて大振りで、総高が六〇センチメートルを超えるものがほとんどである。aは総高が六五・〇センチメートルであるが、この大きさはこの時期のものとしてふさわしいように思われる。

さてでは、この裏書の記載はどのように解釈できるであろうか。また、現在判読できなくなっている部分に、どのような内容の記載があったと推測することができるであろうか。それを考えることは、また、専精寺前身道場が初期真宗のいかなる門流から出発したのかを考証することにもなる。同寺に所蔵される聖徳太子日本高僧連座影像(一一二・二×四三・〇センチメートル)は、これについて大きな示唆を与える。これは、『真宗重宝聚英』第八巻にすでに写真が掲げられ、「十六世紀中頃までしか上らない作品であろう。専精寺には、かかる連座像を伝持する由来について記した文献がなく、明確にしえない」と解説されている⁽²⁾。確かに像様など自己流に描いた、地方の土俗的な連座像で、像主の名を記すにあたっては、かなりの混乱がみられる。この札銘によれば、画面中央には、比較的大きく「惠悦和尚」と「日本源空聖人」が描かれ、画面に向かって右側に、下から順に「法印僧都正覺」「法印和尚聖覺」「親鸞聖人」「釋明性」が、向かって左側には、下から「信空法師」「釋善性」「釋成佛」が描かれている。

また画面の下部には、聖徳太子と六眷族の影像が描かれている。上部の高僧影像は、通例ならば、親鸞以降、下から上へ師資相承の順に影像が描かれるのであるが、そうはなっていない。また札銘には、正覺(聖覺)が重複して記されており、帽子を巻く親鸞風の人物に「法印和尚聖覺」との記載がなされている。これらは誤りなのであろう。恵心とあるべきところを恵悦としているのも同様に誤りとすべきであろう。

札銘には、また、善性、明性、成仏など善性系磯部門流の人物の名が見られるが、その順序も混乱したものとなってしまっている。この高僧連座影像は、何らかの原影像を後世に描き写したものと見るべきであろうが、原影像の札銘が判読しにくくなり、法脈の次第についての伝承があやふやになってしまった後に作製されたものようである。いま、善性系磯部門流の法系を参照して、札銘に記載される人名を整理してみると、親鸞——善性——明性——成仏とならうか。善性は浄興寺(現在は新潟県上越市寺町)の開基とされる人物である。また明性は下総磯部の勝願寺(現在の瑞泉寺、新潟県上越市南本町)の開基とされる人物で、浄興寺の門末同様、勝願寺の門末も信濃、越後で発展したことが知られている。成仏は、新潟県新井市願生寺蔵の聖徳太子日本高僧連座影像⁽²⁾の札銘に名が見える。願生寺は、いわゆる磯部六箇寺の一つで、勝願寺の門末から出発した寺院である。

『真宗重宝聚英』の解説は、専精寺蔵のものも願生寺蔵のものも、どちらも十六世紀以降の作品であるとするが、描かれる高僧影像の人

数が少ないことが気にかかる。専精寺蔵のものが九名であるのに対して、願生寺蔵のものは八名である。またわざわざ十六世紀以降に、このような聖徳太子日本高僧連座影像が新たに描かれる必要性があったかも知れない。これは、ともに後世になって原影像を描き写したものと見るべきではなからうか。なお、両像には登場する人物に共通性が見られるから、この二幅の作製主体には関連性があることが推測される。

以上より、専精寺蔵聖徳太子日本高僧連座影像は、善性系磯部門流の影像としてよく、この門流の中でも、勝願寺の系統に属する法脈を描いた影像と判断すべきものとなろう。とするなら、専精寺前身道場は、勝願寺の門末から出発したものと理解することとなる。先の方便法身尊像裏書では、充所の部分が判読できなくなっていたが、そこにはおそらく、坂東磯部の勝願寺の門徒であったという内容の文言が記されていたのであろう。この推測は、裏書に残存する「寺」という文字や、いくつか見える残画、剝落部分の長さとも矛盾しない。³⁰ 充所二行目の記載を、前述のように、美濃國垂井道善相承と推定するなら、専精寺前身道場は、垂井道善が管理する道場で、それは勝願寺の門末の道場であったと推測される。願主の妙□がどのような人物であったかは知りえないが、あるいは道善と何らか血縁関係のある人物であったのかもしれない。

善性系磯部門流は、中核寺院たる浄興寺がすでに存如期までに本願寺と友好的な関係を有していたことが、浄興寺所蔵の存如書状などか

ら知られる。また浄興寺には、真宗関係教義書の古写本が多数現存し、そこから浄興寺新発意の本願寺修字のこともうかがえる。一方、勝願寺についても、存如が浄興寺周観に充てた書状で(浄興寺蔵)、勝願寺善慶の往生に弔辞を述べるなど友好的な関係を知ることができる。³¹

次いで蓮如期となると、その最初期から、この門流に属する道場に、本願寺から方便法身尊像が下付されるようになっていく。ただし、浄興寺とその門末と、勝願寺とその門末とは、本願寺との関係の仕方に差違があったことが、法宝物の下付の状況からうかがえる。すなわち、勝願寺門末の道場には、蓮如期から裏書を記した方便法身尊像が下付され、主要な道場には、およそ実如期までに本願寺から方便法身尊像が下付されている。それらの裏書には、「勝願寺門徒」などの文言が見られる。つまり勝願寺は、門末の道場を含めて集団で本願寺流に参入したのである。いわゆる磯部六箇寺とは、本願寺流に参入した勝願寺系の道場(寺院)によって形成された観念と理解できる。

これに対し、本願寺下付の法宝物の裏書に「浄興寺門徒」などの文言が見られるようになるのは時代が下るようで、実如期にまでさかのぼる事例にはいまだ出会っていない。どうやら浄興寺は、門末の道場を長く直轄していたらしく、本願寺からの法宝物は門末へは下付されていなかった。浄興寺自身には、蓮如裏書の法宝物が下付されているから、浄興寺が蓮如期までに本願寺教団に属していたことは確認できるが(存如期に本願寺流に参入した可能性があるが、これについてはなお検討してみたい)、蓮如期以前からの関係もあって、門末に対し

ての本願寺の支配は及んでいなかったものと思われる。

以上、専精寺蔵方便法身尊像は、長祿三年（一四五九）蓮如裏書ものが表裏ともに今日に伝わる貴重な遺品であって、これまで確認されている蓮如裏書方便法身尊像の初出のものとなる。これに次いで、後述の(2)照光寺、(3)徳法寺、(4)西厳寺蔵のものが続くが、これらも善性系磯部門流の道場、それもおそらくは勝願寺系と想定される道場に下付されたものである。蓮如継職以降、いわゆる「寛正の法難」までの本願寺下付物は、方便法身尊像が一般的であるが、方便法身尊像も一部下付されていた。それが勝願寺系の磯部門流に多く見られることは大変興味深い。なぜそうなっているのかについては、今後、調査事例を増してなお考えていきたい。

他に、専精寺には、絹本著色阿弥陀如来立像（九二・〇×三八・一センチメートル）が所蔵されている。写真Aである。これは、総高七五・八センチメートル、仏身五五・九センチメートルの阿弥陀如来を描くものである。光明は四十八条で、そのうち上方・下方の光明が真上・真下に突き抜ける形式で、光明が頭部の一点から照射されるのではなく、仏身全体から照射される身光の形式となっている。その巻留には「三方正面阿弥陀如来像」と記されている。三方正面阿弥陀絵像は、「マムキ（真向き）」とも呼ばれるものであるが、こうした正面向き直立の阿弥陀如来絵像は初期真宗門流で依用されていた多様な阿弥陀如来絵像の一種類である。

また専精寺には、蓮如筆と見て問題のない絹本墨書真書体六字名号

（讚付、八七・八×三〇・四センチメートル、蓮台は後補）、裏書を失っている絹本著色蓮如影像（七一・六×三七・一センチメートル、これは寿像と伝承されている）、実如筆と推定できる絹本著色光明六字名号（八七・八×三〇・四センチメートル）がある。この光明六字名号は、金泥籠文字の六字名号に光明四十八条を加え、上部と下部に銘文を墨書したもので、この種の様式の名号は本願寺門流では数少ないものである。また、『口伝鈔』『唯信鈔』『願々鈔』『存覚法語』『弁述名体鈔』の古写本も所蔵されている。いずれも方便法身尊像と同じく貴重な文化財である。

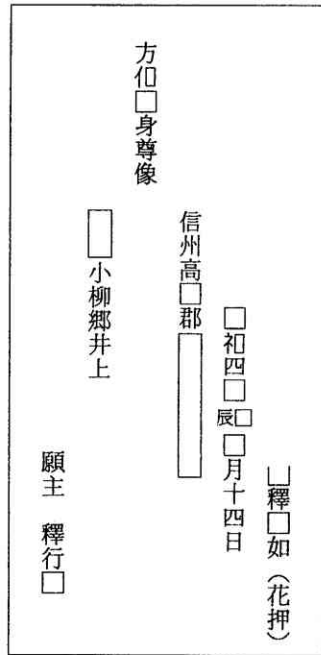
(2) 新潟県新井市照光寺蔵方便法身尊像

一九九八年九月一日調査・写真撮影

新井市小出雲の本願寺派照光寺には、写真Dに掲げた方便法身尊像が所蔵されており、裏書が貼付されている。写真Eである。これについては、早く井上鋭夫が絵像の写真と裏書の釈文を掲げ、善性系磯部門流の北信・越後への展開という視点から見解を述べているし、千葉乗隆(32)や小穴芳実(34)も裏書釈文を掲げて、やはり善性系磯部門流の信濃への展開という観点から見解を述べている。また『真宗重宝聚英』は絵像の大きな写真と裏書文言とを掲げて解説を付しているし、近年の『講座蓮如』にも千葉乗隆による再論(36)が掲載されている。さらに、A堅田修「蓮如裏書集」、B北西弘「裏書集」、C草野頤之「蓮如上人裏

「書集」といった裏書集にも、裏書釈文もしくは文言が掲載されている。この絵像および裏書は、蓮如が最初期に下付した方便法身尊像として大変著名なものと言ってよからう。

しかしながら、それら先行研究で提示された裏書釈文には、いずれを見ても少しずつの差異があつて、それぞれにいくつかの異同がある。一体どの釈文が正しいのか、そもそも裏書正文にはどのように記されているのか、疑問が付きにくい。近年、筆者たちは、幸いなことに、同寺所蔵の史料を親しく実見調査する機会にめぐまれ、間近にそれらを観察することができた。ここでは、まず筆者たちなりの釈文を掲げ、観察した結果を記述していきたい。



この裏書(四八・〇×二一・五センチメートル)は、現状では料紙の剝落がいくつかあり、また摩滅による劣化もあつて、いくつか判読

できなくなっている部分がある。またそれとは別に、文字のある部分を二箇所ほど意図的に切断しているところもある。

法宝物の名称(主題)を記した上段の一行は、冒頭の「方」と末尾の「尊像」とがよく残存しているが、その間は料紙が剝落していて、一部しか墨痕が残っていない。しかし「尊」のすぐ上の文字は、残画から「身」と見てよいと思われる。また二文字目も人偏が残っているし、三文字目もさんずいの一部と傍の上部が残存している。ここは「方便法身尊像」と記されていると理解してよいであろう。「尊」は上部を「廿」のように作る書体となつてはいるが、これは今回紹介する(1)(2)(3)(4)(5)すべてに共通する書体であり、筆跡も同一と見て問題なからう。「方」も同じくすべてに共通する筆跡と見てよく、「像」も(2)(3)(4)(5)すべて同一の筆跡と見てよいであろう。

下段第一行目の署判の部分は、「釋」の残画と「如」が残存しているが、その間のおよそ一文字分は料紙が剝落して判読不能である。また「釋」の上方も料紙が剝落して何らかの文字が記されていたのか、そうでなかったのかは不明とせざるをえない。しかし、花押はかなりの部分が残っており、蓮如の花押と見てまちがいない。この花押は(3)のものと同一と見てよく、(5)のものとも類似している。

第二行目の年月日の部分も料紙の剝落がいくつかあつて読みにくい。が、「月十四日」はよく残存して問題がない。そのすぐ上の文字は、最終画の横線がはっきりと残っていて「二」または「三」としてよいが、そのどちらであるのかは決定し難い。ただ文字のバランスか

らすると「二」の可能性の方が高いように思う。その上の干支の部分は、右側は料紙がなく判読できないが、左側は「辰」である。その上方は墨痕が一部しか残存していないが、字数はおそらく四文字で、二文字目は偏がしめす偏であることが読みとれる。三文字目は左部のみが残存しているが、残画から「四」と見てよく、四文字目ははっきりとはしないが、「年」の一部ではないかと思われる。以上、十二支の「辰」と「四年」、それに二文字目の偏がしめす偏であることを総合すると、長禄四年（庚辰）と見ることになるであろう。

主題の下方には充所が二行にわたって記されているが、この部分には、料紙の剝落とあわせて意図的な切断が二箇所あることに注意しなくてはならない。右の行の一字目は、料紙が一部失われているが、残画から「信」と見てよく、「信州高」までは積読できる。その次は料紙が剝落して一文字分が判読不能であるが、その下の文字は偏の部分が残っていて、「郡」の一部ではないかと思われる。そしてその下方に、料紙を切り取った跡が見てとれる。およそ五〜七文字分くらいは入りそうな長さの切断である。次の左の行にも、冒頭部分におよそ二文字分の切断がある。それに続いては、「小柳郷井上」の五文字がはっきりと積読できる。「井上」より下方は料紙がよく残っており、摩滅もしていないが、墨痕は全くなく、当初から文字は記されていないかとしてよい。充所の記載は「井上」で文言が完了しているとしてなくてはならない。

最終行の願主名の部分は、一字字目の偏の部分は読みにくくなって

いるが、隣の「頁」ははっきりと残っており、「願」と見て誤りない。二文字目の「主」はよく残っており、その下に一字字分ほどの空白があつて、「釋」と「行」があることもはっきりと判読できる。「行」の次の文字は摩滅によって読みにくくなっているが、上部三分の一ほどの墨痕が残っている。しかし何の文字かを特定することはできない。

以上見てきたように、この裏書には、現状では文字を読むことができなくなっている部分が多くある。しかるに、先行研究の中には、この裏書の文言をほぼすべて提示しているものがある。それはおそらく、筆者たちは未見であるが、何らか裏書文言を書き写した記録が存在し、それに基づいて積文を提示したか、もしくはそれによって読めない部分を補ったかしたのであろう。筆者たちも同寺を訪れた際、何らかの記録があるのではないかと尋ね、探したが、ついに会うことはできなかった。しかし、他ならぬ裏書正文が現存していることが代え難い幸いなのであつて、少々状態は悪くなつてはいえ、正文から得られる情報にこそまず第一に依拠すべきであると考ええる。

さてこの裏書には、上段の主題に「方便法身尊像」とあつて、「像」が用いられている。今回の五例の主題を見てみると、初見事例の(1)のみは「方便法身尊形」と「形」が用いられているが、その後の四例はみな「方便法身尊像」となっている。この「像」を用いる表現は、次の順如期にそのまま継承されていくものである。

次に下段第一行目の署判であるが、先行研究の中には、ここを「蓮如（花押）」と積読しているものがある。しかし右に見てきたように、

「釋」の一字があることは確實である。またその上方も、料紙が剝落してしまっているので、何らかの文字が記されていたのか、いなかっただのかは慎重に推測する必要がある。井上鋭夫や小穴芳実はおそらく何らかの記録によって、ここを「大谷本願寺釋蓮如(花押)」と読んでいた。継職以後、「寛正の法難」までの蓮如は、署判に「大谷本願寺釋蓮如(花押)」を用いており、今回の(1)や(3)の裏書もその署判となっている。さすれば、ここも料紙が剝落してしまった部分に「大谷本願寺」の文言が記されていた可能性が高いとすべきであろう。

次に年月日の部分であるが、井上鋭夫は「長禄四庚辰□二月十四□□」庚辰として、「□□」とし、小穴芳実も「長禄四庚辰□二月十四□□」としている。これもおそらく記録に拠ったものであろうが、記録はおそらく干支をななめに配列し、しかも干支を「四」と「年」との間に記載する形式となっているのであろう。もちろん実際の裏書には、「四年」の下に干支が(おそらく左右並列して)記されており、こちらが正しい記載形式である。なお「十四日」の「日」は現状でもはっきりと判読できるし、「日」の下方に料紙はあるが、墨痕がないことも確實である。「十四日」の下方には当初から何も記されていないとすなくてはならない。

次は問題の充所である。井上鋭夫はこの部分を二行ではなく、三行に作って、「信州高井郡□□／祐恩門徒／同国小柳□井上□□」寺名とし、二行目に「祐恩門徒」という文言を、下に寄せて記載している。また「小柳郷井上」の上に「同国」の二文字を記載している。一方小

穴芳実は、充所と願主名をあわせて二行に作り、一行目を「信州高井郡□□祐恩門徒」、二行目を「同国小柳□井上□□願主釈行善」としている。「祐恩門徒」「同国」の文言は、井上・小穴に共通している。

しかるに、実際の裏書正文は、その部分は切り取られていて現存しないのだから、これも記録に拠ったものと理解するほかない。なお先に述べたように、「小柳郷井上」の下方には墨痕はなく、宛所はここで完了している。それ故、「井上」の下方に寺名など何らかの文言が記されていたことはありえない。あるいは記録にも混乱した記載、もしくは後年の追記が見られるのであろうか。また願主名を充所の行にそのまま続けて記しているのも裏書正文とは異なるが、あるいは記録がそうした記載形式となっていることによるのかもしれない。

さて、井上や小穴は、「祐恩門徒」の祐恩について、浄興寺(新潟県上越市寺町)所蔵の存如書状(某年七月三日付、充名欠)に、「其子細祐恩房方へ只今状をまいり候」と見える「祐恩」と同一であろうとする。井上はさらに、祐恩について、存如からの某年九月二十九日付の書状(浄興寺蔵)に、「磯部善忠御房上洛候間」と見える磯部善忠、すなわち勝願寺の善忠こそがその人ではないかと推測している。井上はこのことを根拠として、勝願寺善忠(すなわち祐恩)の門徒が長禄四年の段階で北信に存在しているのだから、勝願寺(現在の瑞泉寺、新潟県上越市南本町)の下総国磯部から北信への進出も、長禄四年以前のこととすべきであろう、とする推測もあわせて述べている。

しかしながら、「祐恩房」の祐恩と磯部善忠を同一人物とする積

極的な根拠はなく、これらの書状から、勝願寺の北信への進出時期を論じるのは無理と言わざるをえない。また、そもそもこの裏書に「祐恩門徒」なる文言が記されていたのかどうか、現状では確認するすべがなく、真偽を判断することは不能である。

次に願主名であるが、井上も小穴も『真宗重宝聚英』も「釈行善」とし、千葉も「釈行□」^(繪)としていた。また裏書集Aは「釈行善」とし、Bは「行善」とし、Cも「行善」としている。しかし先に述べたように、「行」の次の文字が何であるのかは判読し難いが、残画は「善」とははっきりと異なり、何か別の文字としなくてはならない。「釋行善」という願主名はおそらく記録に拠るのであるが、裏書正文の記載とは合致せず、退けるべきであろう。

以上で裏書の観察・検討はひとまず終え、絵像の像様について見ていくこととしたい。この絵像(九〇・〇×三六・六センチメートル)は、阿弥陀如来の総高(蓮台下端から光輪上端まで)が六一・八センチメートルで、本願寺下付の方便法身尊像としては少し大き目である。だが、蓮如継職以後、文明初年頃までの本願寺下付方便法身尊像の総高は、後年のものよりも大き目で、六〇センチメートルを超えるものがむしろ通例である(表1参照)。この絵像の総高は、この時代の方便法身尊像としてふさわしいものと考えられる。

次に光明の形式を見ておこう。光明は四十八条あるが、そのうち上方・下方の光明が真上・真下に突き抜ける形式となっている。また、光明が頭部の一点から照射されるのではなく、仏身全体から照射され

る所謂身光の形式となっていることも指摘できる。すでに別稿でも述べたが、蓮如継職以後の同像の光明を年代順に見ていくと、第一期・第二期・第三期のものは、真上・真下に光明が突き抜ける形式となっている。これが変化するのが第四期のはじめ頃で、上方はV字型、下方は八字型に、光明が照射する形式へと変化していく。この変化の時期については、現在調査中であるが、おおむね文明十五年(一四八三)八月二十日以降、文明十六年六月二十六日以前のことと考えられる。この絵像の光明の形式は、第一期のものとしてまことにふさわしいものと言えるであろう。なお、衣の袈裟田相部の截金に「繫ぎ文」が見られ、これは当初のものと思なしてよい。

次に同寺所蔵の他の法宝物をも参照しつつ、この方便法身尊像の伝来について考えておきたい。照光寺には、親鸞影像(一〇九・八×五四・九センチメートル)があり、別幅の裏書(六九・五×二九・一センチメートル)も所蔵されている。その裏書の文言は「和朝親鸞聖人御影/釋准如(花押)/慶長十一年^{丙午}十月十八日/勝願寺門徒信州水内郡熊坂郷/古海照光寺常住物也/願主釋真了」となっている。これから、同寺が慶長十一年(一六〇六)に、勝願寺の末寺として、信州水内郡熊坂郷古海に存在し、照光寺という寺号も有していたことが知られる。

しからばそれ以前はいかがであろうか。千葉乗隆註(33)著書によれば、同寺には永正十年(一一五三)実如から本尊が授けられたとい、方便法身尊像/大谷本願寺釋実如(花押)/永正拾年^{癸酉}六月八

日／坂東磯刃門徒信州／水内郡古箕郷内牧／願主釋慶信」という文言の裏書が紹介されている。けれども、筆者たちが同寺を訪れた折、この方便法身尊像および裏書には出会うことができなかった。この調査では、法宝物はくまなく実見させていただいたはずであるから、あるいは、同像および裏書は今日もはや失われており、筆者たちが未見の記録がどこかに存在して、そこに裏書文言が書き留められているのかもしれない。裏書正文を確認したわけではないから、これを史料として採用してよいかどうかは判断に苦しむところであるが、勝願寺の末であると記載されていることや、信州水内郡古箕郷内牧という所在地が、先の親鸞影像の裏書の記載と合致すると理解できるから、信憑性は高いとすべきものなのかもしれない。ただこの時点では、寺号はまだなく、道場であったようである。とするなら、照光寺前身道場は永正十年の段階で、信州水内郡古箕(古海)に、勝願寺の末道場として存在していたということになる。

同寺には、他にも注目すべき法宝物が所蔵されているが、それらは裏書の記されるようなタイプのもではなく、それ以前の様子を同時代の文字史料から検出することはむずかしい。そこで寺伝を参照すると、照光寺発行の『略縁起』(大正五年七月)には、次のように記されている。当山の開基は風間兵衛之介宗照なる人物で、出家して信越国界の十五塔山の山腹で、天台宗の阿闍梨の弟子となり、見道という名で修行していたが、親鸞と出会って弟子となり、十二化仏の十字名号を授けられた。やがて信州水内郡古海宇津ノ巻を去って、今の小出雲

に居住するに至った、という。あるいは別の伝えもあるらしく、始祖は天台宗の空性なる人物で、妙高村桶海小字十五塔(十五頭)で活動し、天台宗から真宗に帰依したが、のち四世の善慶の時代に信州水内郡熊坂郷古海の地に移転したともいう⁴³⁾。あるいはまた、天台宗の見道なる人物が親鸞に帰依して真宗に転じ、西願という法名を授けられたのが初世であるともいい、のち長祿三年に蓮如から寺号を許されて水内郡古海村に住んだともいう⁴⁴⁾。どうも寺伝も錯綜しており、しかも後世の付会があつて、真偽の判断は慎重を要するが、注目されるのは、信州高井郡の小柳郷井上の地に所在したことがあるという伝承を全く伝え持っていないことである。これはどうしたことであろうか。

小柳郷井上の地(現長野市若穂綿内)は、北信の有力豪族である井上氏の本拠地の一角に当たり、小柳井上氏の居館跡と考えられている遺跡もある。井上氏は、善性系磯部門流の展開と深い関係を持つ豪族と考えられており、この門流の有力寺院には、勝願寺(現在の上越市の瑞泉寺)、本誓寺(新潟県上越市寺町)、勝善寺(長野県須坂市本上町)など、住職家の名字が「井上」である場合がまま見られることも指摘されている⁴⁵⁾。しかしながら、照光寺の住職家の姓は風間であつて井上ではない。井上氏の本拠地たる井上の地に道場を構えたのなら、井上を名のつてもよきそうにも思われるが、そうではないのである。

さらに、同寺の伝える歴代の住職名は、初世西願——二世西善——三世空念——四世行念——五世空性——六世空了——七世俊涯——八世俊良——九世教信——十世慶祐——十一世常榮——十二世真了(以

下略)、と次第している。ここに見える十二世の真了は、親鸞影像の裏書に願主として記されていた真了と同一であるし、九世の教信も、千葉が紹介した永正十年の裏書に願主として記されている慶信と同一と見てよいように思われる。しかしながら、その少し前の人物を見ても「行某」という名の人物は見あたらず、はるか前代に行念なる人物が見えるのみである。だがあらためて裏書を見てみても、願主名の「釋行□」の□の残画(上部が残存)は、「念」とは明らかに異なる文字としなくてはならず、この人物に該当するとも考えられない。照光寺の歴代には、裏書の行□に当たる人物が存在しないのである。

以上を総合的に考えるなら、この長祿四年の方便法身尊像は、照光寺前身道場に下付されたものとは考えられず、どこか別の道場に下付されたものが、後世照光寺に移入してきたものと見るべきではないかと思われる。ではもとはどこに下付されたのか。言うまでもなく、この像は当初は、長祿四年に小柳郷井上の地に所在した道場に下付されたもので、その経営者は行□という名の人物であった。先にも述べたように、この地は善性系磯部門流と関係の深いところであるから、その道場もおそらくこの門流に属する道場であったと推測してよいであろう。しかも早い時期に本願寺流の本尊を下付されているのだから、磯部門流の中核道場の一つであったと理解されよう。ではその道場の後進となる寺院はどこに該当するのか。それについては、信濃・越後における磯部門流の展開をもう少し調査した上であらためて検討してみたいと考えている。

さて、同寺には他にも注目すべき法宝物がいくつか所蔵されている。特に著名なのが、絹本著色十二光仏光明十字名号(九五・二×三四・四センチメートル)である。⁴⁶⁾これは、蓮台の上に籠文字・金泥で「歸命盡十方无量光如来」の十字名号を記し、そこから光明が照射されるものである。光明は一部見えにくくなっているが、おそらく四十八条で、その周囲に十二体の化仏が描かれている。化仏はおよそ五・四センチメートルほどの大きさで、蓮台・光背も描かれている。これは初期真宗の法宝物と見てまちがいないものである。宮崎円遵⁴⁷⁾は、これを鎌倉時代末期か南北朝の初めごろのものとし、千葉乗隆や早島有毅は、南北朝時代のものと見ている。⁴⁸⁾

しかし、これは明白な移入品である。これの表装の裏側を見ると、「越後國頸城郡大崎郷二本木村／安楽寺常什物也」という文言が、表装裏に直接墨書されている。この名号は安楽寺(新潟県中頸城郡中郷村二本木)の什物であったのである。このことは、照光寺自身が認識しており、寺でもこれはもと安楽寺のものであったと伝えているし、一方の安楽寺の側も、もとこれは自分のところのものであったと伝えている。先行研究の中では、井上鋭夫のみが安楽寺からの移入品であることを指摘している。⁴⁹⁾そこで安楽寺の法宝物を見てみると(一九九九年九月十七日調査)、紙本著色阿弥陀如来立像(七八・二×三〇・六センチメートル)の裏側に、これと同一の筆跡で同様の所蔵銘が記されている。なお、これは初期真宗系門流で用いられた阿弥陀絵像と見られるものである。また安楽寺には方便法身尊像(五九・六×二八

・二センチメートル）が所蔵されていて、それに貼付される裏書（四一・七×二三・一センチメートル）には「方便法身尊像／大谷本願寺釋実如（花押）／永正十六年卯乙八月十五日／勝願寺門徒越後國／頸城郡関庄大鹿村／願主釋浄正」とある。⁴⁰⁾ここから安楽寺も勝願寺の末道場として出発した寺院であることが知られる。以上より、この十二光仏光明十字名号は、もとは安楽寺が所蔵していたもので、やはり善性系磯部門流で用いられた法宝物と理解してよいであろう。

また照光寺には、聖徳太子と六眷族、および八人の日本の高僧を描く、絹本着色聖徳太子日本高僧連座影像（一〇三・三×三九・三センチメートル）が所蔵されている。⁴¹⁾これまた著名なものである。これも、初期真宗系門流の法宝物と見るべきものであるが、現状では札銘がほとんど判読できなくなっており、残念ながらどの門流で用いられたものかを明らかにすることができない。はたしてこれが当初より当寺に伝わるものなのか、それとも移入品なのかは、なお検討を要するよう⁴²⁾に思われる。

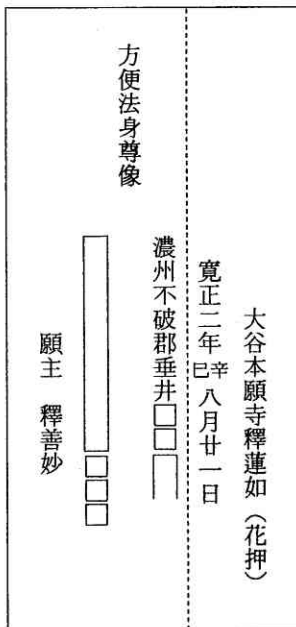
他に当寺には、初期真宗系の遺品と思われる「帰命盡十方无导光如来」の絹本双鉤填墨十字名号（九五・五×三一・一センチメートル）、蓮如筆と判断できる草書体の紙本墨書六字名号（八七・四×三一・四センチメートル）、聖徳太子木像（像高四〇・五センチメートル）、親鸞木像（像高三七・三センチメートル）、などが所蔵されている。いずれも方便法身尊像と同じく、貴重な文化財である。

(3) 岐阜県不破郡垂井町徳法寺蔵方便法身尊像

一九九七年二月五日調査・写真撮影

垂井町岩手の大谷派徳法寺には、写真Fに掲げた方便法身尊像裏書が所蔵されている。これは現在、裏書のみが単独で表装されている。また同寺には、裏書が取り外されている方便法身尊像が二幅所蔵されている。ここではこの二つを方便法身尊像a、同bと呼ぶこととした。aが写真G、bが写真Hである。

この裏書と方便法身尊像aについては、真宗大谷派名古屋教区教化センターのパンフレット誌である『センタージャーナル』⁴³⁾に短文の概報があり、モノクローム写真が掲載されている。筆者たちも、同寺所蔵の法宝物を実見する機会にめぐまれ、親しく接することができた。まず裏書（三九・二×二〇・二センチメートル）の釈文を掲げておく。



この裏書は保存状態が良好で、多くの文字を判読することができる。ただし、一部、意図的に文字を擦り消している部分があることには注意しなくてはならない。また、第二行目の年月日の行と次行の充所の行との間に、料紙を貼り継いだ跡が見てとれる。ただし、これは何らか別紙を貼りあわせたものではなく、裏書を表装する際にレイアウトを整えた操作と理解すべきものであろう。この操作により、署判と年月日の二行が、他の部分を基準とすると、当初の位置よりも上方に移動している。

次に裏書の記載内容を見ていこう。上段の主題は「方便法身尊像」となっていて、「像」が用いられている。第Ⅰ期・第Ⅱ期の方便法身尊像のうち、初見事例の(1)のみは「方便法身尊形」と「形」が用いられているが、その後の四例はみな「方便法身尊像」となっている。なお「尊」は上部を「廿」のように作る書体となっている。この書体は、文明十五年頃までの蓮如裏書に見られ、順如裏書にも共通するものとなっている。

下段第一行目の署判は「大谷本願寺釋蓮如(花押)」となっている。第Ⅰ期の蓮如は、署判にこの「大谷本願寺釋蓮如(花押)」を用いているが、この事例もその例外ではない。年月日の行には特に問題となるようなところは無いが、干支の「辛」は通行の字体よりも一画多い、「辛」という書体が用いられている。これは蓮如裏書、順如裏書に共通する特徴的な書体である。

その次の部分は、主題の下に、左右バランスよく二行にわたって充

所が記されていたと考えられる。しかし、現状では、右の行の四分の三程までは文字がはっきりと見えるが、それより下の部分と左の行のはとんどは、意図的な擦り消しによって、文字が読めなくなっている。左の行の末尾の部分には文字が少し残っているが、これも磨減と剝落によって読みにくくなっている。右の行は、「濃州不破郡垂井」までははっきりと判読できる。その次の文字は一部分しか見えなくなっているが、部首がしんにゆうであることは判別でき、残画からおそらく「道」ではないかと思われる。その下の擦り消しは、およそ二〜三字分ほどの長さであろう。ただ最初の文字は、上部を「羊」のように作る文字であるように見える。次の行には、およそ六〜八文字分ほどの擦り消された跡が見える。その下、つまり左の行の最末尾には、おそらく三文字と思われる墨痕があり、残画から「徳法寺」と記されているのではないかと思われる。なお、この部分は擦り消された様子はどうかがえず、経年変化による劣化によって判読が難しくなったと見るべきである。ただし、この三文字は、墨色が他の部分と異なっており、筆も他と異なっており、異筆と見るべきである。

おそらくこの裏書は、いずれかの時点で、手次関係を隠蔽するためいくつかの文言が抹消され、また寺号が書き加えられたものと思われる。この二つの作業が同時に行なわれたのか、二回に分かれて行なわれたのかは不明である。ただ後年書き加えた部分は、筆が細く、墨色も薄かったため、経年変化による劣化によって早く見えにくくなっ

てしまったのであろう。

さて、蓮如裏書は、願如裏書とは異なり、手次関係を記載する際、最初に上寺(道場)の所在地、次いで名称を「○○門徒」という表現で記し、その後、末道場の所在地を記すという記載様式となっている。この裏書もそうした記載様式で記されていると見てよいから、「濃州不破郡垂井」は、上寺(道場)に関する記載と理解しなくてはならない。とするなら、徳法寺前身道場は、同じ垂井に所在した寺(もしくは道場)の末道場であったということになる。普通、本末関係の記載を抹消するには、上寺(道場)についての記載を消すのだが、この場合は、上寺(道場)の所在地と徳法寺前身道場の所在地とが途中で同一であったため、このような抹消の仕方となったものと思われる。裏書は擦り消しによって読みがたくなっているが、「垂井」の次の文字が「道」のように見えることは前述した。(1)で考察した専精寺蔵の裏書の記載を勘案するなら、その次の文字を「善」と憶測することも不可能ではないと思われる。おそらくこの裏書にも、(1)の裏書と同一の「垂井道善」なる人物が上道場の道場主として記されていたのではなからうか。「道」の文字は、あるいは、しんにゅうを部首に持つ別の文字である可能性もなおあるが、今はこのように推測しておきたい。

願主名の部分は、「願主 釋善妙」とあることがはっきりと判読できる。「願主」と「釋」との間には、一文字分程度の空白が見られる。この空白は、(1)(2)(3)(4)(5)すべてに共通する。願如裏書にはこうした空白は見られず、これはこの時期の蓮如裏書の一つの特色となっている。

善妙は、当寺の寺伝では、初世とされる人物である。伝承では、当寺はもと天台宗であったが、この善妙の時代に真宗に転じたという。ただし、もと天台宗であったという伝えを資料的に確認することはできない。おそらくそれは後世の付会であって、善妙は垂井道善の弟子とすべきであらう。あるいは血縁者であったのかもしれない。

次に、絵像について考えてみたい。徳法寺には、現在、裏書の取り外された方便法身尊像が二幅所蔵されている。この裏書はどちらに対応するのであろうか。方便法身尊像a(七三・四×三〇・八センチメートル)は、総高(蓮台下端から光輪上端まで)が五三・八センチメートルとなっているが、この大きさはこの時期の方便法身尊像として小振りとの印象を受ける(表1参照)。また、仏身にほどこされる截金に卍繋ぎ文が見られない。光明は四十八条ではなく、四十六条となっており、上方はV字型、下方は∧字型に照射される形式となっている。しかし、光明の上部をさらに詳しく観察してみると、現状の光明と重なりあうようにして、真上に突き抜ける一条がかすかに見とれる。光明は、後年の修補によって、当初の姿から変化しており、それによって現状の四十六条という条数となっているのであろう。その際、真上に突き抜ける光明が抹消された可能性が高いと思われる。

一方の方便法身尊像b(七九・五×三三・六センチメートル)は、総高が五四・一センチメートルで、ほぼaと同様の大きさである。卍繋ぎ文も見られない。光明は四十八条で、上方はV字型、下方は∧字型の形式となっている。この像は、阿弥陀如来像の大きさ、光明の様

式などから見て、寛正二年のものとは見なしにくく、もっと後年のものであるように思われる。

以上より、この裏書に対応する方便法身尊像は、a bのどちらかと言えば、aの方がふさわしいように思われる。ここでは、方便法身尊像aとこの裏書とが、もと一体であった可能性が高いと推測しておく。ただし、aも仏身の大きさや截金の文様など、なお慎重に考察せねばならない点がある。あるいは、aともbとも別の方便法身尊像がこの裏書と対応するという可能性も考えておく必要があるのかもしれない。

これらを所蔵する徳法寺は、かつては、(1)で紹介した垂井町垂井の専精寺の隠居所であったと伝えている。裏書の充所の文言をも勘案するなら、徳法寺前身道場は、専精寺から分立した道場として出発したものであるように思われる。然りとするなら、この方便法身尊像も、(1)や(2)、あるいは後述の(4)と同様、善性系磯部門流の道場、それもおそらくは勝願寺系の磯部門流に所属した道場に、本願寺から下付されたものと理解することができる。

いわゆる「寛正の法難」までの第一期の蓮如は、南近江を中心に、多数の道場を新設する活動を積極的に展開していった。これらの末道場には、方便法身尊号、すなわち名号本尊が本尊として下付された。だがその一方、方便法身尊像も、数はずっと少ないが、下付されていた。それは、現存事例を見る限り、善性系磯部門流に属する道場を中心に下付されていたようである。この門末になぜ、名号ではなく、阿

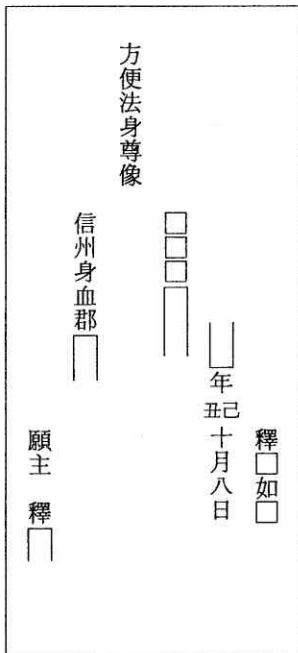
弥陀絵像が下付されたのかについては、調査をさらに進展させて考えていきたい。

(4) 長野県長野市西巖寺蔵方便法身尊像

一九九八年八月四日調査・写真撮影

長野市長沼大町の大谷派西巖寺には、写真Jに掲げた方便法身尊像が所蔵されており、裏書が貼付されている。写真Kである。この方便法身尊像の存在については、すでに青木馨編「蓮如上人年譜」の下付の欄の文明元年条に、「10・8 方 信濃某」という形で示されているが、裏書集等に裏書文言が紹介されたことはなく、おもての絵像の写真もこれまでに紹介されていない。

裏書（四八・五×二二・九センチメートル）の釈文を掲げると次のようになっている。



この裏書には、料紙の剝落のため判読できなくなっている部分があるが、判読可能な部分の書風・筆跡から見て、この時期の蓮如裏書と判断して全く問題はない。以下、裏書の記載内容を逐次検討してみよう。

第一行目の署判の部分は、料紙の残りが良好ではなく、「釋」と、「如」の偏の部分、それに花押の上部が読みとれるにすぎない。厳密に言えば、現状では、蓮如裏書の署判なのか、順如裏書の署判なのかは判断できない。しかしながら、以下で述べていくように、他の部分の書風・記載様式から、蓮如裏書と判断して問題ないものである。

「釋」より上部は料紙が残っているが、墨痕はなく、「本願寺」「大谷本願寺」などの文言が記載されていなかったことはまちがいない。本稿で紹介する方便法身尊像の裏書五点のうち、第Ⅰ期に属する(1)(2)(3)の三点は、署判の部分が「大谷本願寺釋蓮如(花押)」と記されているか、そう記されていたと判断できるものである。これらに対し、第Ⅱ期に属する、この(4)西叡寺蔵のものと、(5)長久寺蔵のものの署判は、「釋蓮如(花押)」と記されているか、そう記されていたと判断できるものである。「大谷本願寺釋蓮如(花押)」の署判は、方便法身尊像に限らず、本願寺住持継職以後、所謂「寛正の法難」以前の蓮如裏書のすべてに見られる署判である。これに対し、「大谷本願寺」の文言の冠せられない「釋蓮如(花押)」という署判は、それ以後、文明十五年の順如の死去の直後まで継続して用いられている。「寛正の法難」を機に、蓮如の立場に大きな変化のあったことが、この署判の変遷から窺

えると筆者たちは考えている。

第二行目の下付年月日の部分は、年号と年紀の部分は剝落のため現状では判読できない。だが、干支は「己」となっており、己丑は文明元年(一四六九)の干支であるので、文明元年十月八日に下付されたものと判断して問題ない。

上段の主題は「方便法身尊像」となっており、「尊」は上部を「廿」に作る書体となっている。この書体は、文明十五年頃までの蓮如裏書に見られ、順如裏書にも共通するものとなっている。また、「像」となっているのは(2)(3)(4)(5)の四点に共通する。第Ⅰ期・第Ⅱ期の蓮如裏書は、第Ⅳ期以降のものが「形」となっているものが圧倒的に多いのと異なり、現存事例を見る限り、「像」と書かれるのが一般的であったようである。順如裏書が「方便法身尊像」となっているのも、第Ⅰ期・第Ⅱ期の蓮如裏書の用語を踏襲しているのであろう。

「方便法身尊像」の下に左右バランスよく、充所が記されていたようである。この字配りは、蓮如裏書の通例のものである。現状では、充所一行目は、磨滅・剝落のため文字を特定することはできない。一行目には手次関係が記されていたと想定できるが、この部分を観察すると、単なる経年変化による磨滅だけでなく、手次関係を隠蔽するために、意図的な抹消・切断がなされたものと判断できる。次に、改行して「信州身血郡□□」と記されている。これが被下付者の所在地であると考えられる。「身血郡」は「水内郡」のあて字であろうが、あまり例を見ない表記である。「身血郡」に続いては、三文字程度が記さ

れていたようであるが、料紙の剝落により、文字を特定することはできない。順如裏書と異なり、最初に手次関係が記され、それに続けて、被下付者の所在地が記されるという蓮如裏書の通例の記載様式となっていたものと判断できる。

願主名の記載は「願主 釋□」となっており、「願主」と「釋□」との間に、一文字分程度の空白が見られる。今回紹介する五例はすべてこの部分が判読でき、どれも「願主」と「釋」との間に空白が見られるが、これは順如裏書には見られない、蓮如裏書の特色である。また、順如裏書の場合は、初見事例である文明三年十一月二十八日の新潟県新潟市西蔵寺蔵のものから、文明六年八月二十八日の滋賀県栗太郡栗東町西琳寺蔵のものにいたるまでの三点には、願主名に「釋」が付されていない。この長野市西蔵寺蔵方便法身尊像裏書の願主名の記載様式は、順如裏書とははっきりと異なるものとしなくてはならない。なお、願主の名を記した部分は料紙が剝落していて、残念ながら判読することはできない。

以上のように、この西蔵寺蔵方便法身尊像の裏書には、記載様式・用字・書風に、蓮如裏書の特色が窺われる。それゆえ、署判は一部しか判読できないが、蓮如裏書と判断して何ら問題ない。また、蓮如裏書の中でも、文明十五年頃までのものに見られる特色がよく現れており、干支から確定できる文明元年のものとすることに全く矛盾は見られない。

次に絵像の像様について触れておきたい。この絵像（九〇・八×三

六・九センチメートル）は保存状態が良好で、大きな修補もなく、製作当初の状況を現在によく伝えている。光明の形式は、四十八条の光明のうち、二条が真上・真下に突き抜け、仏身全体から光明が照射される身光の形式となっている。これは文明十五年頃までの本願寺下付方便法身尊像に見られる光明の形式で、文明元年下付のものとしてふさわしい。描かれる阿弥陀如来像は、全体に大振りで、総高（蓮台下端から光輪上端まで）六四・八センチメートル、仏身四八・五センチメートルとなっている。ポリウムのある仏身には精緻な截金が施され、袈裟田相部には卍繋ぎ文の截金が見られる。全体的な印象としては、順如裏書のものや、文明十六年以降の蓮如裏書のものなど比較して、古風で重厚な方便法身尊像となっている。文明二年十一月八日下付の(5)長久寺蔵のものは、絵像の保存状態が西蔵寺蔵のものと比較すると、やや好ましくないが、仏身の大きさ、プロポーションなど共通する点が多い。

この西蔵寺蔵の方便法身尊像および裏書は、文明元年蓮如下付のもの表裏一体となって今日に伝わる、貴重な遺品と言える。また「寛正の法難」の後の蓮如の立場・動向を考察する際にも貴重な史料となるものである。特に絵像は、その良好な保存状態から、本願寺下付の方便法身尊像の編年的な研究の中で重要な位置を占めるものである。

これを所蔵する西蔵寺は、いわゆる磯部六箇寺の一つとして知られた真宗古刹で、初期真宗門流の一つである善性系磯部門流の勝願寺の流れを汲む寺院である。小論で度々触れてきたように、善性系磯部門

流は、蓮如期以前から本願寺と交渉を持っていた。蓮如が比較的初期に下付した方便法身尊像には、(1)(2)(3)(4)のように、善性系磯部門流に属していた寺院に所蔵されているものが多く、中でも勝願寺門末であったと想定することが可能な寺院に所蔵されているものが多い。西敵寺の創立については寺伝以外に頼るものはないが、蓮如期以前から初期真宗門流に所屬して活動していたであろうことは、西敵寺の所蔵する絵画資料からも推定することができる。

現在、西敵寺には、紙本双鉤填墨十字名号（九〇・五×三二・四センチメートル 写真Ⅰ）と絹本着色インド中国高僧連座影像（一〇四・九×三六・六センチメートル）とが所蔵されている。⁽⁵⁸⁾このうち十字名号は、截金を施さない墨描淡色の蓮台に「歸命盡十方无尊光如来」の十字名号を双鉤填墨体（籠文字）で記すものである。名号の「歸」と「命」との間、および「盡」「十」の部分（名号全体の比較的上部にあたる）から、下方に向かって、六条の光明が左右対称に放たれる様式となっている。現状では、はっきりしない部分もあるが、六条の光明にそれぞれ一体づつ計六体の化仏が配されている。⁽⁵⁹⁾すべての光明が下方に向かって放たれるというものは、他にあまり例を見ない様式である。高僧連座影像は、インド・中国の浄土教の先達とされた十名の高僧を描く通規のものである。善性系磯部門流の寺院に所蔵される同様の遺品としては、新潟県上越市浄琳寺蔵のものがある。⁽⁶⁰⁾いずれも、方便法身尊像と同じく貴重な文化財である。

(5) 岐阜県安八郡神戸町長久寺蔵方便法身尊像

一九九五年三月二二日調査
一九九六年三月二六日再調査・写真撮影

神戸町川西の本願寺派長久寺には、写真Ⅰに掲げた方便法身尊像と、写真Ⅱに掲げた別幅の裏書が所蔵されている。この方便法身尊像および裏書は、『寺内町の研究』⁽⁶¹⁾（科学研究費報告書）で紹介され、これをうけ、C草野頭之編「蓮如上人裏書集」⁽⁶²⁾にも下付年月日・充所・願主名が提示された。また、おもての絵像のカラー写真が『神戸町の文化財』⁽⁶³⁾に掲載され、モノクローム写真が『蓮如上人と濃飛の門徒』⁽⁶⁴⁾と、『真宗大谷派名古屋教区教化センター研究報告』第2集⁽⁶⁵⁾に掲載された。後者には裏書のモノクローム写真も掲載されている。これら写真を掲載する三点の書物には、裏書文言も紹介されているが、充所の部分について、それぞれに釈文が多少異なるところがある。

筆者たちの判読した裏書（五一・〇×二二・八センチメートル）の釈文を掲げると、次のようになっている。

釋蓮如(花押)

文明二年 庚寅十一月八日

美濃國平野郷

方便法身尊像

草道□□國院□□□□

願主 釋道宗

この裏書は、この時期のものとしては状態は概ね良好で、大部分の文字を判読することができる。文明二年(一四七〇)の蓮如裏書と判断して全く問題はない。以下、裏書の記載内容を逐次検討してみよう。

第一行目の署判の部分は「釋蓮如(花押)」とはっきりと読み取ることができ、前述したように、今回紹介する五点のうち、第一期に属する(1)(2)(3)の三点は、署判の部分が「大谷本願寺釋蓮如(花押)」と記されているか、そう記されていたと判断できるものである。これらに対し、第二期に属するこの(5)長入寺蔵のもの、(4)西厳寺蔵のもの、署判は、「釋蓮如(花押)」と記されているか、そう記されていたと判断できるものである。この署判の変遷には、注目しなくてはならない。第二行目の下付年月日の部分も、「文明二年 庚寅十一月八日」とはっきり読み取ることができる。この長久寺蔵のもの、文明二年十一月八日の次に位置する本願寺下付の方便法身尊像は、現在のところ、新潟

県新潟市西厳寺蔵の文明三年十一月二十八日のもので、願如裏書となる。以後、これを初例として、十四点の願如裏書の方便法身尊像の例を検出できるが、蓮如裏書の方便法身尊像は、願如死去直後の文明十五年六月六日の岐阜県郡上郡白鳥町光雲寺蔵のものまで見られない。蓮如裏書の方便法身尊像は、長久寺蔵のもの以降、光雲寺蔵のものまで、空白の期間が見られることになる。また、この期間には、蓮如裏書の方便法身尊像も見られない。この蓮如による本尊下付の空白期間を、願如が本願寺住持であった期間と想定することができる。

上段の主題は「方便法身尊像」となっており、「尊」は上部を「廿」に作る書体となっている。この「尊」の書体は、文明十五年頃までの蓮如裏書に見られ、願如裏書にも共通するものとなっている。また、「像」となっているのが(2)(3)(4)(5)の四点に共通することは、前述の通りである。

「方便法身尊像」の下の左右に、バランスよく、二行にわたって充所が記されている。この字配りは、蓮如裏書の通例のものである。充所の一行目は、全く問題なく「美濃國平野郷」と判読することができる。「美濃國」の「濃」は珍しい異体字であるが、同様の異体字表記が、同じく蓮如裏書である文明五年十月二十一日の岐阜県大垣市草道島町西門寺蔵の親鸞蓮如連座影像裏書に見られる⁶³⁾。また、安八郡の郡名が記されていないのは、蓮如裏書としては異例であるが、単純な書き落としてあろうか。「平野郷」は、神戸町一帯から周辺地域に比定されている比叡山延暦寺領平野庄にちなむ郷名であろうが、他には見え

ない。あるいは「平野庄」と書くべきところを書き誤ったものであろうか。充所の二行目は「草道□□國院□□□□」となっている。このうち、最初の二文字の「草道」は、裏書の他の部分と墨色も同じで同筆と見て問題がないが、「□國院□□□□」の部分は墨色が異なり、筆跡も蓮如裏書の筆跡とは異なる。この部分は寺伝では「護國院長久寺」と記されていたというが、現状の墨痕からもそのように記されていたと想定できる。この院号・寺号は後世の異筆であるが、かえって裏書の本来の部分より早く磨滅してしまったのであろう。異筆の部分の第一文字目は、本来書かれていた文字を擦り消し、その上に重ねるように記されている。この擦り消された文字は、「嶋」と想定して矛盾のない墨痕が残っている。充所の二行目は、本来は「草道嶋」と記されていた可能性が大きいと判断できる。

そうすると、この裏書に記されていた充所は、前述の西円寺所蔵の親鸞蓮如連座影像裏書に記されている充所「美濃國安八郡平野庄／草道嶋西圓寺常住物也」と、同じ地名が記載されていたこととなる。すでに小島が別稿で指摘したように、長久寺と西円寺とは、現在では寺伝等で双方の関係を語ることはないが、かつてきわめて密接な関係にあったか、あるいは同一のルートから分出したものなのかも知れない。願主名の記載は「願主 釋道宗」となっており、「願主」と「釋道宗」との間に、一文字分程度の空白が見られる。これは前述のように、この時期の蓮如裏書の特色である。寺伝では、裏書に願主として名が見える「道宗」の代、文明二年に、天台宗から真宗に転宗したという

が、この寺伝は、この裏書の記載によって作られたものであろう。後述するように、長久寺には、初期真宗系の遺品と考えられる絹本着色阿弥陀如来迎図が所蔵されており、長久寺前身道場が本願寺教団に参入する以前に、初期真宗門流に所属した時代のあったことが窺える。

次に絵像の像様について簡単に触れておきたい。この絵像(八六・四×三五・二センチメートル)は仏身の部分などに剝落が多くあり、截金の構成はほとんど判別することができない。しかしながら、後世の大きな修補はなく、仏身のフォルムや光明の形式などは、製作当初の状況を現在によく伝えている。光明の形式は、四十八条の光明のうち、二条が真上・真下に突き抜け、仏身全体から光明が照射される身光の形式となっている。これは前述のように、文明十五年頃までの本願寺下付方便法身尊像に見られる光明の形式で、文明二年下付のものとしてふさわしい。描かれる阿弥陀如来像は大振りで、総高(蓮台下端から光輪上端まで)六三・二センチメートル、仏身四六・三センチメートルとなっている。(4)西叡寺蔵のものと、仏身の大きさ、プロフィールなど共通する点が多い。

この長久寺蔵の方便法身尊像および裏書は、文明二年蓮如下付のものが表裏共に今日に伝わる、貴重な遺品と言える。また前述したように、この長久寺蔵のもの以降、文明十五年五月末の順如の死去まで、現在のところ、蓮如裏書の方便法身尊像の確実な事例は確認されていない。この長久寺蔵の方便法身尊像および裏書は、本願寺教団の歴史や、当時の蓮如・順如の立場を考える上で、きわめて重要な史料と言

えよう。

長久寺には、この他にも貴重な文化財が所蔵されている。前述の絹本著色阿弥陀如来来迎図⁽⁸⁵⁾(八五・〇×三五・九センチメートル 写真N)と、蓮如筆と見て問題のない紙本墨書草書体六字名号(八六・五×三〇・五センチメートル)などである。このうち、阿弥陀如来来迎図は、雲に乗る斜め向き、独尊の来迎図で、頭部から十五条の光明を放つものである。真宗寺院にも、しばしば独尊もしくは三尊の阿弥陀如来来迎図が所蔵されていることがあるが、蓮如期の本願寺教団による本尊・影像等の統一以前には、これらの来迎図も初期真宗諸門流で用いられたのであろう。岐阜県西濃地域に限ってみても、斜め向き⁽⁸⁶⁾の三尊像が神戸町横井の永徳寺に、独尊のものが大垣市新町の等覚坊⁽⁸⁷⁾に所蔵されている。初期真宗のどのような門流が来迎図を依用したかについては、現状では不明とせざるをえないが、今後の資料の集積によって明らかにされてゆくべき課題であらう。

三 従来の史料報告の訂正(第一期・第二期・第三期)

裏書については、これまでいくつかの史料の紹介・提示がなされてきた。中でも、A堅田修「蓮如裏書集」、B北西弘「裏書集」、C草野顕之「蓮如上人裏書集」は、その代表的なもの⁽⁸⁸⁾と言ってよく、研究者は、多くこれらの史料集に拠って蓮如論を構築してきた。しかし残念なことに、これらの史料集には誤りや不正確な記載が少なからず見ら

れ、多くの修正を必要とすると言わざるをえない。ここでは、順如が死去する文明十五年五月までの、第一期・第二期・第三期の方便法身尊像裏書に限って、筆者たちの調査結果を述べておくこととしたい。

これまで、蓮如裏書⁽⁸⁹⁾の方便法身尊像の初見事例とされてきたのは、岐阜県大和町長徳寺蔵のもので、長禄元年(一四五七)二月六日の下付とされてきた(A・B・C、ただしCは康正三年二月六日と改めている)。しかし、同寺所蔵の方便法身尊像(一点のみ所蔵)に貼付される裏書は、一部分しか判読できないものの、実如裏書の筆跡であって、実如の下付としくはならない。おもての絵像も実如期のものと判断すべきものである。裏書集に記載される年月日や文言は、近世末期の記録(同寺蔵)に基づくもので、記録には「長禄元年二月六日」で記載されているが(実際は二月六日は改元前であるから康正三年であり、しかも存如死去以前である)、これを史料として採用することはできない(一九九六年九月一三日調査)。

次に、長禄三年(一四五九)三月二十八日の滋賀県守山市順教寺蔵のものが蓮如裏書の方便法身尊形としてBに掲載され、裏書は写しとされている。これは、『近江守山の仏教遺寶』⁽⁹⁰⁾に依拠して掲載されたと思われるが、同書はこの像の裏書について「裏書写」とし、「旧記、播磨田延命寺・円立寺共有方便法身尊形は小村のもので、後世播磨田に移ると伝う」としている。同像および裏書が、現在順教寺に所蔵されているというわけではないのである。その一方、延命寺・円立寺には、現在、同像および裏書は所蔵されておらず、かつて同像が所蔵されて

いた形跡も見えない。史料として採用すべきではなからう。

次に近年の論文であるが、長禄三年十一月二十八日の滋賀県守山市西照寺蔵のものの裏書釈文が掲げられ、その主題が「方便法身尊像」とされている。⁽¹⁰⁾しかし、これは「方便法身尊号」の誤りである。あるいは誤植であろうか。

次に、長禄三年十二月二十二日の滋賀県守山市本願寺派赤野井別院蔵の弥陀絵像がAに掲載されている。しかし、これは方便法身尊号の誤りで、所蔵者は大阪府守口市善照寺である。

次に、長禄四年四月二十五日の滋賀県守山市真光寺蔵のものが蓮如裏書として掲載されており、裏書は「写本」とされている(A・B・C)。ただしBは寛正元年四月二十五日とし、写しとはしていない。しかし、註(15)論文bで述べたように、同寺の方便法身尊像(一点のみ所蔵)には裏書正文が貼付されている。それは残念ながら、署名・花押の部分と年月日の部分を切断によって失っているが、順如裏書の筆跡と見るべきで、像様から、おそらく文明十二、三年頃に下付された、順如裏書の方便法身尊像としなくてはならない。裏書集に記載される年月日や文言は、筆者たちは未見ながら、何らかの記録に基づくのであろう。しかし、それを史料として採用することはできない(一九九六年四月五日調査)。

次に、寛正四年(一四六三)十月二十八日の個人蔵(大阪府堺市柴田氏)のものが掲載されている(A・C)。しかしこれは今日所在不明となっていて、その真偽を判断する情報がまったくない。将来の再発

見を俟って確認する必要があるだろう。

次に、文明二年(一四七〇)二月十二日の京都市下京区龍谷大学図書館現蔵のものがある(A・B・C)。この像が龍谷大学の図書館に所蔵されるに至った経緯については、宮崎円遵が論文で触れている。⁽¹¹⁾これは有名なのだが、微妙な史料である。実見したところ、確かに蓮如裏書にまちがないようにも見える。しかし、二箇所見える「尊」の書体が異例で、この時期の他の蓮如裏書の「尊」よりも横線が一画多く、署判も「大谷本願寺釋蓮如(花押)」となっている。いわゆる「寛正の法難」以後の蓮如は、「釋蓮如(花押)」という署判を用いるのが一般的であるから、ここもやや不審である。署判の部分は他に比べて若干状態が悪くなっているが、墨色が他と少し異なるようにも見える。主題に「方便法身尊形」と「形」が用いられているのも、この時期のものとしてやや不審である。裏書は後世のものとは簡単に言えないと思うが、なお慎重な検討の必要があると考えている(一九九九年七月一九日調査)。

以上、これまで第一期・第二期の蓮如裏書方便法身尊像であるとされてきたものを調査・検討してみたところ、どれも確実な事例とは見なしがたい。龍谷大学図書館現蔵のものを保留とすると、この時期の蓮如裏書の方便法身尊像の確実な事例は、現段階では、前節で述べた(1)〜(5)の五点ということになる。

次に、第三期の事例であるとされてきたものはいかがであらうか。まず、文明五年八月の岐阜県高山市玄興寺蔵のものが、蓮如裏書と

して裏書集に掲載され、裏書は「原本」とされている(A・C、一方Bは記録として掲載している)。しかし、これは同寺に現蔵されず、寺では明治初期にある寺に売却したと伝えている。裏書の文言を伝える記録も同寺には所蔵されていない。裏書集の記載は、近世の地誌である『飛州志⁷²』からの引用のようであり、その文言には文明五年八月時点で「照蓮寺門徒」と見えることなど不審な点がある。史料として採用すべきではなからう。

次に、文明五年十一月二十五日下付とされてきた岐阜県揖斐郡大野町仏照寺蔵のものは、現在同寺に単独で表装される裏書のみが所蔵されており、対応する方便法身尊像を伝えない。裏書には、実如の署名・花押があり、明応二年(一四九三)十一月二十五日の実如裏書であった。「文明五年」は読み誤りである(一九九六年九月四日調査)。

また、文明六年八月八日下付とされてきた岐阜県岐阜市浄性寺蔵のもの(A・B・C)、文明六年八月二十八日の滋賀県栗太郡栗東町西琳寺蔵のもの(A・C)、文明十三年二月七日の愛知県豊田市光恩寺蔵のもの(B・C)、文明十五年三月七日の福井県坂井郡坂井町西岸寺蔵のもの(C)、文明十五年三月二十一日下付の京都市下京区東本願寺蔵のもの(B・C)、がいずれも蓮如裏書として裏書集に掲載されている。しかし、註(15)論文で詳論したように、調査したところ、これらはいずれも順如裏書であった。表裏の写真や裏書の積文、その他実見調査で気づいた点などについては、註(15)論文を参照されたい。

次に、文明九年五月二十八日下付とされてきた岐阜県岐阜市敬念寺蔵のものは(C)、⁷³「十」の誤脱で、裏書には「文明十九年未⁷⁴五月廿八日」と記されている。これも順如死去以前の蓮如裏書の事例とは言えないのである。なおこの裏書は、第一行目の署名・花押の部分の料紙が剝落しており、他の部分の筆跡等から真偽を判断しなくてはならないが、筆跡・文言等に不審な点があり、文明十九年五月二十八日の蓮如裏書の真物としてよいかどうか、疑問がある(一九九五年九月一八日調査)。

次に、文明十年二月十九日下付とされる愛知県知立市浄教寺蔵のものがBに掲載されている。しかし、同寺に所蔵される方便法身尊像の裏書には、「文明十八年⁷⁵二月十九日」と記されており、誤りである。Bは文明十八年二月十九日の同寺蔵のものも掲載しているが、こちらが正しく、文明十年二月十九日のものは存在しない(一九九六年七月二四日調査)。

次に、文明十年六月十日の愛知県岡崎市泉竜寺蔵のものが掲載されている。ただし下付者が誰かは記載されていない(A・B)。同寺の住職・前任職によると、同寺は一九五九年の伊勢湾台風被害に逢い、伝蔵の蓮如影像(文明五年と伝える)、阿弥陀絵像(文明十年と伝える)、真書体で墨書の九字名号と十字名号の四幅を失い、わずかに親鸞影像と阿弥陀如来木仏のみが残ったという。前任職はこれらの姿をよく記憶しているというが、もはや阿弥陀絵像およびその裏書を確認することはできない。A・Bは実見調査ではなく、『末寺触下絵讃

之控⁽⁸⁾』に拠ったのであろうが、今日となつては、下付年月日や下付者その他の文言は不明とせざるをえない(一九九六年七月二四日調査)。

次に、文明十年十一月二十八日の滋賀県守山市善立寺蔵のものがある(A・B・C)。実見したところ、第一行目の署名・花押の部分は判読不能となっており、他の部分から真偽を判断しなくてはならないが、料紙や筆跡、また「授与」などの文言に不審な点があり、蓮如裏書とするには疑問がある(一九九五年九月二四日調査)。

次に、文明十二年十一月二十三日の茨城県水戸市真仏寺蔵のものが掲載されている。これについて、AとCは「写本」としているが、Bは下付されたという記録のみを紹介している。同寺には、阿弥陀如来絵像が所蔵されているが、裏書はなく、裏書文言を記した記録も所蔵されていない。この阿弥陀如来絵像は、像様から、蓮如期以前に溯る初期真宗系の絵像とすべきものである。なお同寺には、当該期の方便法身尊像は所蔵されていない(一九九六年八月八日調査)。

次に、文明十三年十月十八日の京都市山科区西宗寺蔵のものがある(A・B・C)。同寺には、像様から文明十五年以前と判断できる方便法身尊像があり、別幅の同日付の裏書が所蔵されている。しかし、これの署名は判読不能であり、花押は一部が残るものの、上から墨でなぞった跡が見える。また「尊」の書体が異例で、この時期の他の蓮如裏書の「尊」よりも横線が一画多い。この他にも筆跡に不審な部分があり、蓮如裏書とするには疑問がある(一九九六年六月一二日調査)。

さらに現在までに筆者たちが未調査のものとして、文明七年九月七

日下付とされる愛知県半田市無量寿寺蔵のもの(AとCとは文言が若干異なり、Bは実如期に配列)、文明八年三月二十八日下付とされる石川県金沢市善照坊蔵のもの(AとBは文言が若干異なり、Cは全く異なる)の二点がある。前者について、AとCは文明七年の蓮如裏書としているが、Bは文亀年間の実如裏書と判断しているようであり、簡単には、蓮如裏書とは見なせないものようである。一方後者は、本願寺史料研究所の御好意によって写真に接することができたが、年や干支の記載はなお検討の余地があり、さらに筆跡に不審な点がある。実見して真偽を確認したいと考えている。両者ともさらなる調査が必要であろう。

以上、未調査の二点はあるが、第Ⅲ期の蓮如裏書の方便法身尊像の確実な事例を、これまで確認できていない。これに対し、この期間においては、順如裏書の方便法身尊像が十四点確認できる。この事実を正當に評価しなくてはなるまい。この時期は、順如が本願寺住持であったのであって、本尊(方便法身尊像)の裏書は順如の署名・花押を記して発給されていたのである。なお、表1に調査データを掲げてあるので、参照されたい。⁽⁹⁾

(つづく)

〔註〕

(1) 蓮如に関する研究は多数あるが、近年のものに次のものがある。上場顯雄・佛實圓・神田千里・金龍静・草野頭之編『蓮如大系』全五巻、法蔵

館、一九九六年。浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座蓮如』全六巻、平凡社、一九九六～八年。金龍静『蓮如』吉川弘文館、一九九七年。同『蓮如上人の風景』本願寺出版社、一九九八年。山折哲雄・大村英昭編『蓮如 転換期の宗教者』小学館、一九九七年。蓮如上人研究会編『蓮如上人研究』思文閣出版、一九九八年。同朋大学仏教文化研究所編『蓮如名号の研究』法蔵館、一九九八年。同朋大学仏教会編『論集蓮如』同朋大学仏教会、一九九八年。北西弘『蓮如上人筆跡の研究』春秋社、一九九九年。千葉乗隆編『日本の社会と真宗』思文閣出版、一九九九年、など。

(2) 近年、関係の展覧会等がいくつか開催され、多くの史料を实見することができた。それらの図録を掲げておく。安城市歴史博物館『蓮如上人』一九九五年、大谷大学『蓮如上人』一九九五年、大阪市立博物館『大阪の町と本願寺』一九九六年、大谷大学『蓮如上人』展』一九九六年、福井県立美術館・高岡市立博物館・岐阜市歴史博物館『蓮如上人展』一九九七年、大谷大学図書館『蓮如上人』一九九七年、三河武士のやかた家康館『三河一向一揆』一九九七年、栗東歴史民俗博物館『近江の真宗文化』一九九七年、本願寺史料研究所編『図録 蓮如上人余芳』本願寺出版社、一九九八年、岐阜教区蓮如上人五百回遠忌法要推進委員会『蓮如上人と濃飛の門徒』一九九八年、真宗大谷派高田教区『上越と蓮如上人』一九九八年、岡崎市美術博物館『蓮如・ルター・民衆』一九九八年、京都国立博物館『蓮如と本願寺』一九九八年、龍谷大学『蓮如上人展』一九九八年、高山別院照蓮寺『飛驒と蓮如上人』一九九九年、など。

(3) 本願寺流の長を務める者を、小論では、門主、宗主、法主などの語ではなく、史料用語に従って、「本願寺住持」と表現することとしたい。

(4) もと天台宗・真言宗であったという場合、実際は、修験系の宗教者であった場合が少なくない。

(5) 井上鋭夫『一向一揆の研究』吉川弘文館、一九六八年。同『山の民・川の民』平凡社選書 一九八一年。

(6) 初期真宗については、井上鋭夫註(5) 著書、平松令三『真宗史論攷』同朋舎、一九八八年。同『総説 聖徳太子絵像』(信仰の造形的表現研究委員会編『真宗重宝聚英』七、同朋舎出版、一九八九年)、早島有毅『中世社会における親鸞門流の存在形態』(『真宗重宝聚英』八、同朋舎出版、一九八八年。註(1)『蓮如大系』四再録)など。

(7) なお、源海系荒木門流や専海系三河門流を高田門流の支流のように捉える見解があるが、誤りであろう。早島有毅註(6) 論文によれば、源海や専海の門流の祖である真仏は、高田門流の祖とされる真仏とは別人としてなくてはならない。

(8) 前掲註(5) 井上鋭夫『一向一揆の研究』は、「裏書は宗主より願主に宛てた古文書であり、価値の高い真宗史料というべきであって、虚妄の多い由緒を分析する、ほとんど唯一の手懸りなのである」と述べている(二九頁)。

(9) 『存覚袖日記』(龍谷大学善本叢書3『存覚上人一期記 存覚上人袖日記』同朋舎、一九八三年)。広島県沼隈郡沼隈町光照寺蔵の法然上人絵伝には裏書があり、その筆跡は存覚のものではないかと推測されている。『真宗重宝聚英』六(同朋舎出版、一九八八年)の九〇頁に写真と解説(小山正文)が掲載されている。

(10) 『岐阜県指定文化財調査報告書 第十巻』岐阜県教育委員会、一九六七年。桜井甚一編『石川県銘文集 経巻・仏画編』北国出版社、一九七三

年。北西弘「裏書集」(同「一向一揆の研究」所収、春秋社、一九八一年)、『真宗重宝聚英』三、同朋舎出版、一九八九年。大阪市立博物館『大阪の町と本願寺』図録、一九九六年、など。

(11) 名号本尊およびウツホ字については、早島有毅「本願寺蓮如の名号本尊と戦国社会」(『京都市歴史資料館研究紀要』一〇、一九九三年。註(1)『蓮如大系』四再録)。

(12) 註(1)前掲『蓮如名号の研究』は、現在知られる方便法身尊号のほとんどの表裏の写真を掲載している。

(13) 蓮如は、これまで多く、本願寺第八世とされてきたが、再考する必要がある。法宝物の裏書や銘では、蓮如は自らを「本願寺第七世」としているからである。これは覚如を初世とし、從覚、善如、緯如、巧如、存如、蓮如、と次第する数えかたである。これでいくと、蓮如が第七世、順如が第八世となる。蓮如は自らを本願寺第七世と認識し、またそう記述していた。これに対し、実如は、蓮如とは異なる新しい数えかたを設定して、蓮如を第八世に変更した。実如は、親鸞を初世、如信を第二世とし、それまでの歴代から從覚と順如を排除して、蓮如を第八世、自身を第九世とした。これが今日に継承される本願寺歴代の数えかたとなっているのである。なお、これについて詳しくは別に論じる予定である。

(14) 蓮如がいつ本願寺住持に就任したかについては、史料的にはっきりとしない点があつて、なお検討の要があると考えている。

(15) a 吉田一彦・脊古真哉「本願寺順如裏書の方便法身尊像(一)」(『名古屋市立女子短期大学研究紀要』五六、一九九六年。註(1)『蓮如大系』一再録、法蔵館、一九九六年)、b 同「本願寺順如裏書の方便法身尊像(二)」

(『名古屋市立女子短期大学研究紀要』五七、一九九七年)、c 同「本願寺

順如裏書の方便法身尊像(三)」(『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』五、一九九八年)。また、d 同「湖北の浄土真宗関係史料(一)」(『寺院史研究』五、一九九六年)でも、順如裏書の方便法身尊像二点を紹介している。なお、それ以後、滋賀県東浅井郡びわ町南浜の南講堂が所蔵する方便法身尊像が順如裏書であることを確認している。これについては、脊古真哉「湖北地域における実如期本願寺教団の展開」(同朋大学仏教文化研究所編『実如判 五帖御文の研究 研究編』所収、法蔵館、近刊)参照。この一点を含めると、順如裏書の方便法身尊像は、現在のところ、計十四点となる。

(16) 実如の継職については、吉田一彦「実如の継職と初期の実如裏書方便法身尊像」(同朋大学仏教文化研究所編『実如判 五帖御文の研究 研究編』所収、法蔵館、近刊)参照。

(17) 『真宗重宝聚英』三、同朋舎出版、一九八九年、七一頁。

(18) 小島恵昭「新出の蓮如下付方便法身尊像二点をめぐって」(『本願寺史料研究所報』一八、一九九六年)。小島恵昭「美濃・尾張地方の中世真宗史」(註(1)『講座蓮如』六)。

(19) 前掲註(15) c 論文。

(20) 前掲註(2)『蓮如上人と濃飛の門徒』二四頁。

(21) 大阪府八尾市慈願寺には、長禄二年十月二十三日の日付を持つ光明十字名号裏書が所蔵されているが、これは蓮如の筆跡とは認めがたく、蓮如裏書の確実な初見事例とは見なせない。

(22) 前掲註(1)『蓮如名号の研究』九〇頁に表裏の写真と裏書釈文が掲載されている。

(23) 『真宗重宝聚英』一、同朋舎出版、一九八八年、八六頁。

(24) 『本福寺跡書』『本福寺門徒記』ともに、堅田修編『真宗史料集成』二所収、同朋舎出版、一九七七年。

(25) 『本福寺門徒記』に見える「真野今宿道場」と「真野今宿南道場」とについて、神田千里『一向一揆と真宗信仰』（吉川弘文館、一九九一年）は、別ものものと理解しているが、同一のものとして理解してよいように思われる。おそらく、永正十一年（二五一四）に至って、真野に「北出道場」が造立されるに及んで、真野今宿道場が「真野今宿南道場」と呼ばれるように変化したものであろう。

(26) 他に「相承」の表現が見えるものとして、岐阜県各務原市西入坊所蔵の方便法身尊像裏書の記録がある。これは下付年不詳のものであるが、充所と願主名の文言は「尾州葉栗郡河野門徒行念相承同国同郡勝津間庄本庄郷平嶋」「道法」となっていて、「相承」の語が見える（同朋大学仏文化研究所調査資料による）。これについては、今後なお検討してみたい。

(27) 前掲註（15）論文。

(28) 前掲註（6）『真宗重宝聚英』八、六八頁。

(29) 一九九八年九月二日調査。法量は、一四五・八×三九・九センチメートル。この札銘は、剝落があつて読みにくくなっているが、日本高僧八名のうち、「源信和□」「空法□」「釋成佛」「親鸞聖人」「明□」がわずかに判読できる。ただし、その配列には混乱が見られる。なお、『真宗重宝聚英』八、五四頁。

(30) 前掲註（18）論文では、剝落部分にさんずいの残画が見えるとしたが、これは別の文字の一部とすべきである。また充所一行目に「信州長沼淨興寺門徒」とあつたのではないかと推測したが、失考であつた。訂正させていただきます。

研究紀要 8

(31) 前掲註（2）『上越と蓮如上人』図録、五二頁に写真が掲載されている。

(32) 前掲註（5）井上鋭夫『一向一揆の研究』。

(33) 千葉乗隆『中部山村社会の真宗』吉川弘文館、一九七一年。

(34) 小穴芳実『中世北信濃における浄土真宗寺院の発展——特に井上氏系寺院の研究——』（『信濃』二五—六、一九七三年）。

(35) 『真宗重宝聚英』三、同朋舎出版、一九八九年、五八頁、六七頁。

(36) 千葉乗隆『甲信越における本願寺教団の展開』（註（1）『講座蓮如』六）。

(37) 堅田修『蓮如裏書集』（堅田修編『真宗史料集成』二所収、同朋舎出版、一九七七年）。

(38) 北西弘『裏書集』（同『一向一揆の研究』所収、春秋社、一九八一年）。

(39) 草野頭之『蓮如上人裏書集』（真宗大谷派教学研究所編『蓮如上人行実』所収、真宗大谷派宗務所出版部、一九九四年）。

(40) 前掲註（35）『真宗重宝聚英』三。

(41) 井上、小穴の他にも、千葉註（33）著書や裏書集Aは、「井上」の下に□を置いて、何らかの文言があるとする釈文を提示しているが、誤りである。

(42) 前掲註（5）井上鋭夫『一向一揆の研究』二五一頁、四三二頁。

(43) 日本歴史地名大系『新潟県の地名』平凡社、一九八六年。

(44) 初世が親鸞の弟子というのはいはれに疑問であるし、十二化仏十字名号も、後述するように近世以降に安楽寺から当寺に入った移入品である。ただ初世がもと天台系の山林修行者で、おそらく修験系であつたというのは、何程か事実を伝えている可能性がある。

(45) 前掲註（5）井上鋭夫『一向一揆の研究』。

- (46) 写真と解説が『真宗重宝聚英』一(同朋舎出版、一九八八年)の三六、三七頁に掲載されている。
- (47) 宮崎円遊「照光寺所蔵十二光仏名号本尊」(『宮崎円遊著作集 四 真宗史の研究(上)』思文閣出版、一九八七年)。
- (48) 千葉乗隆註(33)著書、二六三頁。前掲註(35)『真宗重宝聚英』三(早稲田大学出版部、一九八七年)。
- (49) 前掲註(5)井上鋭夫『一向一揆の研究』四三三頁。
- (50) 願主名を「浄西」とする論著が多いが、裏書正文には「浄正」と記してある。
- (51) 写真と解説が『真宗重宝聚英』八(同朋舎出版、一九八八年)の五五頁に掲載されている。
- (52) 真宗大谷派名古屋教区教化センター『センタージャーナル』二四、一九九六年。
- (53) 青木馨編「蓮如上人年譜」(蓮如上人絵伝調査研究班編『蓮如上人絵伝の研究』東本願寺出版部、一九九四年)。
- (54) 註(15)論文参照。
- (55) 一九九八年八月四日調査。なお、後者の写真と解説が、『真宗重宝聚英』八(同朋舎出版、一九八八年)の九五頁に掲載されている。
- (56) 六体の化仏を配する紙本双鉤填墨十字名号の事例としては、名古屋市内東区珉光院所蔵のものがある。一九九七年一月二九日調査。法量は、一〇四・二×三七・四センチメートル。
- (57) 一九九九年九月一六日調査。法量は、一〇八・〇×三七・五センチメートル。
- (58) 科学研究費調査研究成果報告書『寺内町の研究』(研究代表者 大桑斉)
- (59) 註(39)前掲。
一九八四年。
- (60) 神戸町文化財編集委員会編『神戸町の文化財』(一九九三年、神戸町教育委員会)六一頁。
- (61) 前掲註(2)『蓮如上人と濃飛の門徒』二五頁。なお、同書一一頁に方便法身尊像のカラー写真が掲載され、「神戸町長久寺蔵」とのキャプションが付されているが、この方便法身尊像は、同書二八頁に同一の方便法身尊像のモノクローム写真が掲載されているように、河野六坊組合所蔵のものである。
- (62) 『真宗大谷派名古屋教区教化センター研究報告』第2集(一九九八年、真宗大谷派名古屋教区教化センター)四三頁。
- (63) 一九九六年二月二〇日調査。法量は、一〇四・二×五〇・三センチメートル。現在別幅に表装されている裏書の文言は「大谷本願寺親鸞聖人御影／釋□如(花押)／文明五年癸巳十月廿一日／美濃國安八郡平野庄／草道嶋西圓寺常住物也／願主 釋賢俊」となっている。
- (64) 前掲註(18)小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」。
- (65) 前掲註(60)図録六一頁に写真が掲載されている。
- (66) 一九九六年四月二日調査。法量は、八五・二×三七・二センチメートル。前掲註(60)図録六三頁に写真が掲載されている。なお、永徳寺は現在高田派に所属するが、江戸時代中期の寛延元年(一七四八)までは、東本願寺に所属していた。
- (67) 一九九六年三月一九日調査。法量は、九一・四×三六・八センチメートル。
- (68) 註(37)(38)(39)前掲。

(69) 内田秀雄・高橋正隆共編『近江守山の仏教遺寶』観月山浄秀精舎発行、文栄堂書店、一九七八年。

(70) 青木馨「本尊・影像論」(註(1))『講座蓮如』二所収。

(71) 宮崎円遊「蓮如の吉野の旅」(宮崎円遊著作集 五 真宗史の研究 (下))『思文閣出版』一九七〇年、註(1)『蓮如大系』一にも再録。

(72) 長谷川忠崇『飛州志』岐阜日々新聞社・岐阜県郷土資料刊行会、一九六九年。著者の長谷川忠崇は飛騨国代官で、安永五年(一七七六)没。

(73) 照蓮寺については、三本昌之「戦国期飛騨真宗の動向」(註(1))『講座蓮如』六所収。高山別院照蓮寺『飛騨と蓮如上人』一九九九年。

(74) 前掲註(53) 青木馨編「蓮如上人年譜」。

(75) Cは、前掲註(58)『寺内町の研究』に基づく。

(76) 『末寺触下繪讃之控』は、織田顯信・小島恵昭・青木馨・田代俊孝「共同研究——三河勝鬘寺資料の研究」(『同朋学園仏教文化研究所紀要』四、一九八二年)に全容が紹介されている。

(77) 表1の76に掲げた、年紀の判読できない福井県今立郡今立町永林寺蔵の蓮如裏書方便法身尊像は、文明十五、六年以前のもと考えられるが、本稿(二)でとりあげることとした。

〔付記〕

専精寺、照光寺、徳法寺、西殿寺、長久寺の方々には、史料調査に際して、大変お世話になった。ご多用中にもかかわらず、懇切な対応をいただいた。あつく御礼申し上げる次第である。また、同朋大学仏教文化研究所には、調査・史料確認・文献検索等でご高配を賜った。あわせて御礼申し上げる次第である。

本願寺蓮如裏書の方便法身尊像(一)

表1 蓮如継職後、蓮如死去までの本願寺下付方便法身尊像についての調査データ

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
文明16(四八四)年6月20日	文明15(四八三)年11月26日	文明15(四八三)年6月6日	文明15(四八三)年5月以前	文明15(四八三)年5月以前	文明15(四八三)年5月以前	文明15(四八三)年5月以前	文明15(四八三)年3月21日	文明15(四八三)年3月7日	文明13(四八一)年10月18日	文明13(四八一)年6月25日	文明13(四八一)年2月□日	文明12(四八〇)年□月□日	文明12(四八〇)年□月□日	文明10(四七八)年11月28日	文明10(四七八)年11月3日	文明6(四七四)年8月28日	文明6(四七四)年8月6日	文明3(四七一)年11月28日	文明2(四七〇)年11月8日	文明2(四七〇)年2月12日	文明元(四六九)年10月8日	寛正2(四六一)年8月21日	長祿4(四六〇)年□月14日	長祿3(四五九)年7月2日
蓮如	蓮如	蓮如	順如	順如	順如	順如	順如	順如	蓮如?	順如	順如	順如	順如	蓮如?	順如	順如	順如	順如	蓮如	蓮如?	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如
正覚寺	大泉寺	光雲寺	真光寺	梅本一族	浄性寺	南壽堂	東本願寺	西岸寺	西宗寺	万福寺	光恩寺	勝楽寺	等覚坊	善立寺	安明寺	西琳寺	個人	西殿寺	長久寺	龍谷大学	西殿寺	徳法寺	照光寺	専精寺
愛知県岡崎市	岐阜県各務原市	岐阜県白鳥町	滋賀県守山市	滋賀県浅井町	岐阜県岐阜市	滋賀県びわ町	京都市下京区	福井県坂井町	京都市山科区	愛知県知立市	愛知県豊田市	新潟県新潟市	岐阜県大垣市	滋賀県守山市	滋賀県長浜市	滋賀県栗東町	滋賀県湖北町	新潟県新潟市	岐阜県神戸町	京都市下京区	長野県長野市	岐阜県垂井町	新潟県新井市	岐阜県垂井町
82・6×35・9	91・1×36・8	96・3×39・8	85・4×36・2	91・1×36・9	74・2×35・4	72・3×32・1	84・0×33・6		116・2×48・6	82・5×36・0	93・0×38・0	92・1×39・2	86・5×35・9	87・7×38・0	86・4×35・6	87・5×33・3	73・3×34・3	73・3×26・8	86・4×35・2	121・9×58・2	90・8×36・9	73・4×30・8	90・0×36・6	90・8×35・4
53・0	70・3	61・5	59・5	62・5	47・5	46・9	47・8		84・9	54・5	61・5	60・8	58・7	57・5	53・6	74・1	61・5	66・5	63・2	85・9	64・8	53・8	61・8	65・0
39・1	57・8	46・6	45・6	47・5	35・4	34・2	34・5		64・1	40・8	46・4	46・4	44・0	43・6	39・1	56・5	45・7	50・0	46・3	66・1	48・5	39・9	46・5	48・4
13・2	18・2	15・2	13・9	14・9	11・8	11・5	12・1		18・7	13・4	14・6	14・7	13・9	13・4	12・8	16・8	14・2	16・4	15・1	19・8	15・3	13・0	15・8	15・4
45・9×17・4	49・5×21・5	43・1×19・1	49・2×11・9	48・0×27・2	42・4×23・9	50・2×22・4	53・0×30・7	47・3×21・1	63・7×22・8	52・5×23・8	49・2×31・1	51・3×25・0	49・0×26・4	50・0×20・4	49・1×35・1	47・4×24・5	43・3×26・5	49・6×29・9	51・0×22・8	75・1×34・5	48・5×22・9	39・2×20・2	48・0×21・5	46・0×22・2
貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	別	別	貼	貼	貼	別	貼	貼	貼	別	貼	貼	別	貼	別
釋□□ (料紙無)	釋□□ (料紙無)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)	釋蓮如(花押)
修復裏書																								

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	
延徳元(一四八九)年□月□日	延徳元(一四八九)年9月28日	延徳元(一四八九)年9月25日	延徳元(一四八九)年9月11日	延徳元(一四八九)年9月5日	長享3(一四八九)年6月4日	長享3(一四八九)年4月28日	長享3(一四八九)年2月15日	長享元(一四八七)年11月17日	文明19(一四八七)年5月28日	文明19(一四八七)年2月20日	文明18(一四八六)年12月28日	文明18(一四八六)年3月28日	文明18(一四八六)年3月18日	文明18(一四八六)年2月19日	文明17(一四八五)年12月22日	文明17(一四八五)年11月19日	文明17(一四八五)年6月24日	文明17(一四八五)年3月28日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日	文明16(一四八四)年9月22日
実如	実如	実如	実如	実如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如
長誓寺	珉光院	個	光輪寺	個	正明寺	敬円寺	蓮徳寺	浄光寺	聖運寺	敬念寺	速入寺	浄願寺	憶念寺	桂林寺	秋声寺	柳堂寺	浄教寺	浄円寺	蓮光寺	本正寺	円楽寺	報土寺	専勝寺	浄徳寺	金勝寺	愛知県刈谷市
愛知県一宮市	名古屋市中東区	富山県上平村	岐阜県関市	岐阜県明宝村	岐阜県羽島市	愛知県津島町	岐阜県清見村	滋賀県西浅井町	愛知県西尾市	岐阜県岐阜市	岐阜県高山市	愛知県西尾市	岐阜県古川町	岐阜県馬瀬村	岐阜県高山市	愛知県岡崎市	愛知県知立市	岐阜県平田町	岐阜県養老町	岐阜県墨俣町	岐阜県輪之内町	岐阜県津市	岐阜県大垣市	岐阜県平田町	岐阜県平田町	愛知県刈谷市
84・9×34・9	93・0×38・5	57・5×25・8	96・0×39・2	52・3×24・2	83・0×33・9	91・5×37・9	84・5×39・4	91・7×40・3	95・1×44・1	88・5×37・1	95・6×40・7	82・0×38・0	84・7×40・2	89・2×39・4	87・3×38・6	84・8×37・6	96・1×39・8	75・0×34・5	94・6×38・2	80・6×31・9	74・5×31・3	86・8×37・2	77・8×32・9	80・2×34・9	80・2×34・9	料 絹
57・2	61・7	39・4	52・6	35・2	58・4	57・9	55・2	58・6	66・5	55・6	52・2	52・7	53・9	59・0	58・5	59・8	62・5	60・5	64・0	56・5	51・9	57・1	57・5	52・3	52・3	総 高
42・4	45・9	28・9	38・1	25・2	42・8	42・1	41・0	42・9	48・5	41・4	38・5	39・4	40・2	44・5	44・2	44・6	45・7	44・2	47・5	41・8	37・2	43・4	43・5	38・9	38・9	仏 身
14・1	15・1	10・5	13・5	8・7	14・6	14・3	13・3	14・6	15・7	14・5	13・4	13・1	13・3	14・9	14・3	15・2	15・2	14・5	16・6	14・2	12・7	14・3	14・7	13・1	13・1	肩 幅
46・2×18・0	46・6×21・1	30・5×21・2	53・1×25・3	37・0×17・5	41・2×18・4	54・6×21・7	49・0×19・9	58・2×22・2	39・0×20・8	48・9×24・4	57・7×24・1	45・1×22・8	55・4×29・5	54・1×20・0	51・7×20・1	48・6×20・7	52・1×20・8	49・0×22・1	55・0×21・8	54・0×23・8	44・5×18・9	46・2×21・6	51・5×22・2	46・4×21・5	47・8×23・0	裏 書
貼	貼	貼	貼	別	別	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	別	貼	貼	別	別	貼	貼	別	貼	貼	貼	貼	別	署 判
(料紙無)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷□釋□	大谷本願寺釋実如□	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	大谷本願寺釋蓮如(花押)	署 判
			繪像は全面的に補修。		裏書に継目あり。				疑問あり。裏書一部異筆。裏書一部欠損。繪像は要検討。																	備 考

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	
下付年月日判読不能	下付年月日判読不能	明応7(一九九八)年□月3日	明応7(一九九八)年4月13日	明応7(一九九八)年3月□日	明応7(一九九八)年正月18日	明応6(一九九七)年12月4日	明応6(一九九七)年6月10日	明応6(一九九七)年4月15日	明応5(一九九六)年11月3日	明応5(一九九六)年7月15日	明応5(一九九六)年6月18日	明応4(一九九五)年□月□日	明応4(一九九五)年□月□日	明応4(一九九五)年11月28日	明応4(一九九五)年11月28日	明応4(一九九五)年6月14日	明応4(一九九五)年3月2日	明応3(一九九四)年12月28日	明応3(一九九四)年5月28日	明応2(一九九三)年11月25日	明応2(一九九三)年10月2日	明応2(一九九三)年7月28日	明応2(一九九三)年5月□日	明応2(一九九三)年3月6日	延徳2(一九九〇)年11月3日	
蓮如	蓮如	蓮如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	実如	蓮如	実如	実如	実如	蓮如	
個人	永林寺	称名寺	恵林寺	来入寺	浄妙寺	円光寺	光輪寺	願誓寺	願誓寺	長誓寺	浄誓寺	願慶寺	勝伝寺	浄円寺	勝楽寺	弘誓寺	光蓮寺	誓行寺	桂林寺	満成寺	仏照寺	本龍寺	安養寺	勝楽寺	蓮泉寺	性願寺
岐阜県明宝村	福井県今立町	滋賀県浅井町	岐阜県清見村	滋賀県木之本町	岐阜県明宝村	愛知県安城市	愛知県立田村	岐阜県岐阜市	愛知県一宮市	岐阜県養老町	滋賀県マキノ町	滋賀県浅井町	岐阜県平田町	石川県小松市	岐阜県清見村	愛知県弥富町	滋賀県マキノ町	岐阜県馬瀬村	岐阜県馬瀬村	岐阜県清見村	岐阜県大野町	岐阜県垂井町	滋賀県栗東町	石川県小松市	愛知県安城市	岐阜県神戸町
52・0×21・2	92・5×36・0	122・9×50・0	95・1×39・2	92・5×38・6	97・0×38・2	95・7×38・4	82・3×31・6	89・0×35・2	65・4×30・3	74・3×33・5	92・0×39・8	88・5×36・0	82・2×36・1	70・9×32・3	85・2×37・5	93・1×38・8	97・6×37・1	92・4×37・8	95・1×38・4	65・0×29・6	102・7×41・0	101・0×39・7	99・5×38・6	90・5×37・1	90・5×37・1	
37・8	67・3	88・9	52・3	57・0	56・9	63・4	56・8	57・4	45・9	53・2	58・8	57・7	57・8	45・8	53・0	64・4	68・3	56・8	52・1	47・9	69・0	68・7	69・3	60・3	60・3	
27・2	51・5	68・5	37・6	42・0	42・0	46・7	42・0	42・0	34・0	39・4	43・2	42・2	43・6	34・1	39・4	47・8	51・5	42・9	41・0	35・8	51・9	51・0	50・7	44・8	44・8	
9・4	15・8	20・0	13・4	14・1	14・6	15・3	14・7	14・0	11・6	13・0	14・5	14・5	14・4	11・8	13・8	15・2	16・3	14・2	13・3	11・6	16・0	15・9	15・8	15・2	15・2	
36・9	50・1	67・3	51・8	53・9	51・9	55・2	47・6	50・6	40・0	50・3	57・2	57・3	50・8	47・5	52・0	54・7	52・0	53・3	52・1	49・8	46・4	57・1	49・9	61・3	54・0	
24・7	19・4	26・3	31・0	20・9	38・1	31・2	29・6	23・2	0・2	21・4	29・5	32・9	30・7	27・1	30・5	27・1	32・5	31・5	24・5	23・9	20・5	1・0	26・0	38・4	25・5	
別貼	貼	貼	貼	貼	別貼	貼	貼	貼	別貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
			大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	大谷本願寺釋実如(花押)	釋蓮如(花押)
			裏書一部欠損。					移入品		石畑浄誓寺																充所一部切断。
			移入品 修復裏書。裏書は 文明15年頃までの ものか。 裏書に多数の継目 あり。長享年間の ものであらうか。																							裏書のみ。



A 阿弥陀如来絵像 垂井町 尊精寺
92.0×38.1cm



B 方便法身尊像 a 垂井町 尊精寺
90.8×35.4cm



C 方便法身尊像裏書 垂井町 尊精寺
46.0×22.2cm



D 方便法身尊像 新井市 照光寺
90.0×36.6cm



E 方便法身尊像裏書 新井市 照光寺
48.0×21.5cm



F 方便法身尊像裏書 垂井町 徳法寺
39.2×20.2cm



G 方便法身尊像 a 垂井町 徳法寺
73.4×30.8cm



H 方便法身尊像 b 垂井町 徳法寺
79.5×33.6cm



I 十字名号 長野市 西巖寺
90.5×32.4cm



J 方便法身尊像 長野市 西巖寺
90.8×36.9cm



K 方便法身尊像裏書 長野市 西巖寺
48.5×22.9cm



L 方便法身尊像裏書 神戸町 長久寺
86.4×35.2cm



M 方便法身尊像裏書 神戸町 長久寺
51.0×22.8cm



N 阿弥陀如来来迎図 神戸町 長久寺
85.0×35.9cm